

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第7号)

平成24年3月22日

1. 出席議員

1番	川上裕	議員	2番	毛受明宏	議員
3番	近藤郁子	議員	4番	藤江真理子	議員
5番	早川直彦	議員	6番	近藤善人	議員
7番	三浦桂司	議員	8番	平野龍司	議員
9番	平野敬祐	議員	10番	近藤千鶴	議員
11番	一色美智子	議員	12番	村山金敏	議員
13番	近藤恵子	議員	14番	山盛左千江	議員
15番	杉浦光男	議員	16番	安井明	議員
17番	伊藤清	議員	18番	堀田勝司	議員
19番	月岡修一	議員	20番	前山美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田宏君	議事課長	吉川勝美君
議事課長補佐	松林淳君	議事課長補佐	石川晃二君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川英明君	副市長	平野隆君
教育長	後藤学君	行政経営部長	横山孝三君
健康福祉部長	神谷巳代志君	経済建設部長	鈴木重利君
消防長	三冶金行君	教育部長	加藤誠君

行政経営部次長 兼財政課長	福井康夫君	健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田昇君
会計管理者 兼出納室長	塚本邦広君	秘書政策課長	伏屋一幸君
総務防災課長	神谷元弘君	高齢者福祉課長	原田一也君
都市計画課長	前田鑛君	環境課長	森弘和君
代表監査委員	古橋洋一君	監査委員事務局長	犬塚豊和君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第 40 号 平成 24 年度豊明市一般会計予算について
- 議案第 2 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計予算について
- 議案第 5 号 平成 24 年度豊明市墓園事業特別会計予算について
- 議案第 6 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
- 議案第 7 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
- 議案第 8 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計予算について
- 議案第 9 号 平成 24 年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第 12 号 市道の路線廃止について
- 議案第 13 号 市道の路線認定について
- 議案第 14 号 「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について
- 議案第 15 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 17 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

- 議案第 20 号 豊明市税条例の一部改正について
- 議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 23 号 豊明市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 24 号 豊明市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 25 号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
- 議案第 26 号 豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について
- 議案第 27 号 豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 議案第 28 号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 29 号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第 31 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
- 議案第 32 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 34 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 35 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 36 号 平成 23 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 37 号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 38 号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 39 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(4) 議案上程・提案説明・質疑

- 議員提出議案第1号 豊明市議会定例会条例の廃止について
- 議員提出議案第2号 豊明市議会会議規則の一部改正について

- (5) 意見書案第1号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書
- 意見書案第2号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 諸報告
- (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決
- 議案第 40 号及び議案第2号から議案第9号まで

(3) 緊急質問

堀田 勝司 議員

一色美智子 議員

毛受 明宏 議員

前山美恵子 議員

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 12 号から議案第 39 号まで

修正議案第 1 号 議案第 21 号 豊明市国民健康保険税の一部を改正する条例に対する修正案について

(5) 決議案第 1 号 議案第 15 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定に対する附帯決議

(6) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決

議員提出議案第 1 号及び議員提出議案第 2 号

(7) 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号

(8) 決議案第 2 号 石川英明市長に対する問責決議

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

おはようございます。

議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より議員提出議案第 1 号及び議員提出議員第 2 号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提出者の提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うこととい

たしました。

また、議員より意見書案第1号及び意見書案第2号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提出者の提案説明の後、質疑・委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

なお、討論の通告期限につきましては、3月19日の委員会で協議をし、当初予算については、予算特別委員会終了後に直ちに提出することと、通告期限の延長を許可いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

建設消防委員会に付託しておりました陳情第1号について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、委員長より報告を願います。

近藤郁子建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○建設消防委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、建設消防委員会に付託されました陳情について、審査内容と結果についてご報告申し上げます。

去る平成24年3月14日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全建設消防委員と市長並びに関係職員の出席のもと、陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情を議題といたしました。

理事者より特段の説明はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論の内容は、この陳情に対して反対とする。今、時代は中央から地方へと、自治体の自主性が求められている。国任せであるとスピードも遅れる。この陳情の中には、出先機関、定員の削減を行わないように要望しているが、時代の流れに逆行している。震災復興など地域でできないことは国の助けが必要であり、地域住民の安心・安全を支えることは当然のことであるので、この陳情に対しては反対とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第1号は採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上、建設消防委員会に付託されました陳情1件の審査内容と結果について報告を終

わかります。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情第1号について採決に入ります。

陳情第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第1号についてお諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第40号及び議案第2号から議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

予算特別委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

毛受明宏予算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.8 ○予算特別委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名がありましたので、予算特別委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告いたします。

本特別委員会につきましては、3月15日、16日、21日の3日間にわたり、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案第2号から議案第9号までの8議案と議案第40号の9議案を、すべて原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げますが、3日間にわたり多くの議員の方々から傍聴いただいております。さらに、本日の本会議においても、それぞれの議員から討論の予定もされておりますので、私からは簡潔に報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、議案第1号 平成24年度豊明市一般会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、本議案については、3月15日と16日の2日間にわたり質疑を行った結果、3月16日に委員から、平成24年度一般会計予算の組み替えを求める動議が提出され、賛成多数により動議が可決されました。

動議の可決を受けて、市長の意向を確認したところ、委員会での動議を尊重し、議案第1号を撤回した後に一部を修正して再提出する考えが示されましたので、委員会での審査は3款の途中で中断し、特別会計の審査に入りました。

以下、各特別会計の審査経過につきましては、主な答弁のみご報告いたします。

まず初めに、議案第4号 平成24年度豊明市土地取得特別会計予算について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、未利用地の土地売却は栄町坂畑で面積は168.6平米で、土地を買ったときの価格は、平成17年の換地で2,360万円強でしたなどの答弁がありました。

続いて、議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、国保税についての収納率は、23年度が89%、24年度が90%です。

特定健診受診率は、平成24年度は46%を見込んでいます。

過去の2年から3年の実績は、平成21年度が37.2%、平成22年度が43.6%、平成23年度が41.2%です。

健康増進事業費補助の内容と対象団体は、健康増進事業を行う15団体が対象で、1団体当たり4万5,000円を補助するものであります。

国保補助の補助率は、国は34%を32%に、県が6%から8%にすると聞いておりますが、24年度からのことなので確かではありません。従来どおり計上いたしました。国保財政が圧迫されることのないよう、県に対して要望をしていきます。

国保の高齢者が増える割合は、年齢構成では把握しておりませんが、税額につきましては、前年の調定額から割り出します。また、新規加入の伸びや収納率の伸びを見込む程度でありますなどの答弁がありました。

続いて、議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、保険料改定の所得割と均等割は、予算計上の料率9.12%、均等割は4万4,417円、限度額が50万円から55万円になっておりますなどの答弁がありました。

続いて、議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、包括支援事業は社会福祉法人2カ所に2,200万円で、それぞれ委託します。専門職で介護ケアプランの知識のある者、看護師、介護の資格者を配置し1,800万円。これは比較的手厚い配置です。400万円は事務費です。

委託先には専門職の配置を義務づけております。市の指導や助言を行うために、いわゆる3職種の配置を人事当局に要望しております。

介護保険計画の第4期から第5期になりますが、保険料に従事者の処遇改善分が今まで含まれていたものが、上乘せになります。また、24時間の訪問介護サービスについて、医療と介護とで連携をする見守りを取り入れることになります。

24時間介護の利用想定は、1月から3月にかけて、国の補助を受け、社会福祉協議会のヘルパーステーションがモデル事業に取り組みました。その利用者は、1月は5人から6人であったものが、3月には10件以上に増えております。このことから、月に20件以上の利用を見込んでおります。

グループホームの新しい施設は、特養の大型施設を50床増します。平成25年に開所の予定です。

いきいきサービス事業については、45人が実人数で、1人当たりの費用が25万5,000円で、1,780人が利用し、費用は1人当たり6,400円となります。内訳は、老人センターの看護師、寮母、運転手の人件費です。

民間のNPOのデイサービスに対する委託料です。

生きがい活動支援通所事業につきましては、市内の2団体にそれぞれ10人と150人の実人数です。1人当たりの事業費は1万900円です。雑入につきましては、従来は要支援の1・2の方に、包括支援センターでケアプランを作成しておりましたが、来年度から委託になり減額となるものです。

いきいきサービス事業は直営であります。1次予防と2次予防を担っております。介護認定をつける程度の2次の人については、介護保険にならないよう、きめ細やかにサービスを変えながらやっていますなどの答弁がありました。

続いて、議案第3号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、区域外流入受益者分担金は、何人が接続するかわからない状況でありますので、頭出しとして5件分を計上しました。

下水道使用料の収納率は、平成23年度と同様とし、下水道健全化計画の95.7%で積算しました。

平成24年度の公債費の繰上償還については、8本で利率が5%~6%のものを予定しています。償還額は2億4,200万円になります。流域関連維持管理事業の営繕工事費は、マンホール蓋の取りかえ工事と汚水管の管更生を実施します。

公債費の繰上償還は健全化計画の対象となりますとの答弁がありました。

続いて、議案第6号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、農村集落家庭排水施設の維持管理事業の調査測量等委託料は、管の調査を委託するものであります。

集落排水工事が、約1,000万円増えている理由は、管が老朽化してきていますので、管更生をかけるものであり、集落排水工事費は、沓掛地区の一番古いところを実施していき

ます。すべて計画を持って実施していきます。

公債費の償還分は、繰り入れ基準に合ったものであります。

繰入金の中には、メンテナンス費用も入っていますし、公債費の償還にも充当していませんなどの答弁がありました。

続いて、議案第7号 平成24年度豊明市有料駐車場事業特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、駐車場の使用料は、前後駅前駐車場が21台で月に2万3,600円、前後駅南地下駐車場が45台で月に1万8,400円、前後駅南月ぎめ駐車場が17台で月に8,000円と豊明駅南月ぎめ駐車場が6,000円であります。前後駅南地下駐車場が大きく減額した要因は、企業の利用者が多く、震災やタイの大洪水などにより利用が落ち込んだことにあります。

駐車場の使用料の見込額は、前後駅前駐車場が594万7,200円、前後駅南地下駐車場が993万6,000円、前後駅南月ぎめ駐車場が163万2,000円と豊明駅南月ぎめ駐車場が129万6,000円であります。

駐車場の使用料の減は、前後駅前駐車場の利用台数は変わらないが、30分以内の無料の方の利用が多いことにあります。

市営の駐車場は30分間無料であり、民間駐車場は無料の設定がありません。市民の皆さんがパーキングとして利用していただくのが前提であり、利用していただくよう望んでおりますなどの答弁がありました。

議案第5号 平成24年度豊明市墓園事業特別会計について、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、墓園用地購入費は、一般会計が所有している用地を買い戻すものであり、年度末に購入する予定であります。

永代使用料の内訳は、2平米は34万5,000円のが24区画、3平米は49万7,000円のが19区画、4平米は66万1,000円のが7区画の、合計50区画で2,235万円を予定しておりますなどの答弁がありました。

以上が3月15日及び16日の各特別会計の審査経過であります。

その後、3月19日に開催されました本会議において、市長から申し出のあった議案第1号の撤回が承認されたことにより、新たに、議案第40号 平成24年度豊明市一般会計予算についてが提出され、本委員会に付託されました。

議案第40号の付託を受けて昨日、3月21日に委員会を開催いたしました。

以下、議案第40号の審査経過と、一般会計、各特別会計の採決の結果をご報告いたします。

新たに提出された議案第40号は、議案第1号において提出されていた一般会計予算のうち、児童クラブ利用料の無料化とともに、保育園の延長保育の利用料についても無料化することにより、保育園使用料と財政調整基金繰入金の組み替えを行ったとの説明があり

ました。

説明の後、質疑に入りましたが、昨日開催された委員会のため、事務局において会議録の調製が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、差し支えさせていただきます。

以上で平成 24 年度予算について質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありましたが、本日、改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案ごとに行い、議案第 40 号、議案第 2 号、議案第 8 号、議案第 9 号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会に付託されました案件についての審査内容と結果について報告を終わります。

(議長の声あり)

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

堀田勝司議員。

No.10 ○18番(堀田勝司議員)

休憩動議をお願いいたします。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

ただいま、堀田勝司議員より休憩の動議が提出されました。

お諮りいたします。本動議に賛同の諸君の起立を求めます。

(賛同者起立)

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

所定の賛同者がおりますので、本動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり休憩することに賛成の諸君の起立を求めます。

(休憩動議は成立したんじゃないかの声あり)

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

先ほどの休憩動議は賛同多数でしたけれども、これより、堀田勝司議員の動議による休憩することに賛成する諸君の起立を求めます。

休憩することに賛成の方。

(賛成者起立)

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数でありますので、暫時、休憩といたします。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

No.15 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

(議長の声あり)

No.17 ○議長(平野敬祐議員)

堀田勝司議員。

No.18 ○18番(堀田勝司議員)

職員の人事異動に関して、市民生活にも重大な影響があると思われるのを感じますので、緊急質問をいたしたいので、議長にお取り計らいをお願いいたします。

No.19 ○議長(平野敬祐議員)

ただいまの動議に賛同される諸君の起立を求めます。

(賛同者起立)

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

一たん、お座りください。

所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。

ただいまの動議については、所定の通告書により提出願うため、暫時、休憩といたします。

午前10時46分休憩

午後2時19分再開

No.21 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に4名の議員より緊急質問の動議及び修正議案が提出されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をされております。

その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.22 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

休憩中に委員会を開催し、緊急質問の動議及び修正議案について協議をいたしました。

お手元に配付されておりますとおり、4名の議員より緊急質問の動議が提出されましたので、その取り扱いについては、この後、議長より日程に追加し、直ちに議題とするか、お諮りがあります。

可決をされた場合は日程に追加し、直ちに議題とし、発言時間は、答弁を含めまして60分以内での緊急質問を行うことといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員より議案第21号に対する修正議案が提出されましたので、日程3の各常任委員長の報告の後に、修正議案の提出者より提案説明をしていただきます。

その後に、委員長報告及び修正議案に対する質疑を行うことといたします。

質疑の終結後は、日程に従いまして、議案番号順に討論・採決を行います。議案第21号につきましては、原案と修正議案を含めて討論をし、採決については、修正議案、原案の順に行います。

なお、修正議案が提出されましたので、通告の内容の変更、討論の通告をされていない議員についても、討論を認めることといたしましたので、申し添えておきます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。4名の議員より申し出のありました緊急質問を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、4名の議員より申し出の緊急質問を日程に追加し、直ちに議題といたします。

初めに18番 堀田勝司議員、登壇にてお願いいたします。

(議長の声あり)

No.25 ○議長(平野敬祐議員)

近藤恵子議員、何ですか。

No.26 ○13番(近藤恵子議員)

発言したいんですが。

No.27 ○議長(平野敬祐議員)

ただいま質問に入りますので、後ほどお願いいたします。

No.28 ○18番(堀田勝司議員)

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

平成 24 年4月1日付の職員人事異動の内示が、いまだに発表されていないことについては、発表の遅れが、市職員だけでなく、市の業務に大変な混乱を招き、ひいては市民生活に多大な影響が出るものであると思います。

人事異動の内示がひどく遅れている理由と、その発表される時期を明確にされたい。

何度も発表時期が延期をされております。これでは市民が非常に混乱をいたします。その点、十分お考えいただいて、答弁をいただきたいと思います。

No.29 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.30 ○行政経営部長(横山孝三君)

2点、ご質問いただきまして、1点目の内示が遅れた理由につきまして申し上げます。

今回の人事異動につきましては、従来にもまして、公募制というものを導入しておりまして、その取り扱いについて調整をしていたこととございます。

2点目の発表の時期でございますが、本日中には発表したいということで、市長から伺っております。

以上でございます。

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.32 ○18番(堀田勝司議員)

公募制をとり行ったので、調整のため遅れたという話ではありますが、そのようなことは、我々のほうにも何も知らされておられません。

ましてや、私どもの聞いたところによりますと、15日に発表する、19日に発表する、21日に発表する。21日に関しては、市長が直接、そのように言われているということでありませぬ。

3回も、こういうふうな引き延ばしということでもありますので、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

No.33 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.34 ○行政経営部長(横山孝三君)

当初は、委員会終了後というふうに考えておりましたけれども、その間、先ほど申し上げました公募制についてのいろいろ表現とか、どのようにしていくかということについて協議をしていた結果でございます。

終わります。

No.35 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.36 ○18番(堀田勝司議員)

そのところは、我々のほうとしても、そのようなふうには聞いておりませぬ。

公募制、公募制という話は、きょう初めてお聞きした言葉でありまして、そのような内容のことは聞いておりませぬ。通常の我々に対する情報と本日の情報が、いろんな意味で交

錯しております。

その辺をいま一度、確認させていただきたいと思います。

No.37 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.38 ○行政経営部長(横山孝三君)

公募制は、職員から公募したわけですが、その結果、何人を登用してということ及びその結果についてのまとめを、一番内示のかがみに上げるわけですが、けれども、そのときの表現方法について、いろいろ検討しておりました。

以上でございます。

No.39 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.40 ○18番(堀田勝司議員)

かがみの部分の表現方法のために、ここまで延ばしたということで理解をさせていただいて、内容に関しては、15日の時点で、もう発表できる状況にあったということでよろしいのでしょうか。

No.41 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.42 ○行政経営部長(横山孝三君)

もちろん、その中についても検討しておりました。

以上でございます。

No.43 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.44 ○18番(堀田勝司議員)

この15日、19日、21日とか、3回も、そのようなことで引き延ばすのは、それぐらいの文章ができないような能力のない職員と市長なんですか。

検討する、検討すると、それまでに時間は十分にあったはずなんですよ。そのところに言葉を変えて、ごまかそうという姿勢に私どもにはとれるんですが、そんなに能力がないような職員とは思ってはおりませんし、市長もそれなりの能力を持ったお方というふうに理解しているんですが、そのかがみの部分、そして中の部分が決まったのに、また変えたりとか、どうかという話は、今のところでちょっと変わってきましたのですが、主にかがみの部分のあれかなというふうに理解したんですが、そんな部分を変更するのに、3回も延ばさなければいけないほど能力がないんでしょうか。

大変きつい言葉ですけれども、答弁をお願いします。

No.45 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.46 ○行政経営部長(横山孝三君)

特に、職員の人事異動というものは、慎重に取り扱わないといかぬということで、まあ市長の思いもありまして、いろいろ検討してまいったわけでございます。

その能力どうのこうのということじゃございませんで、慎重に取り扱ったという結果でございます。

No.47 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

(発言する者あり)

No.48 ○18番(堀田勝司議員)

うるさいんで、注意してください。

No.49 ○議長(平野敬祐議員)

静粛に願います。

No.50 ○18番(堀田勝司議員)

世間で3回も、いわゆるこういうのを通常でいうと、オオカミ少年というんですけれども、そんなような状態で、市のトップが、行政のトップが、そのような状況においては、市民から信頼されない。

その辺は市長、どういうふうにお考えですか。

No.51 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.52 ○市長(石川英明君)

今回、私は人事は初めてですね。今、部長がお答えをしたとおりです。

新しく公募もやって、やはりどういう取り扱いにするかということが、少し疑問が出ました。最初はそこからですね。

それから、さらに、こんな話までしていいのかな、職員の皆さんのいろんな状況もあって、いろいろ内部検討もしたいということが私自身ありましたので、当初に、今、堀田議員が言われましたように、市民生活に支障を来すだとか、また、さらには職員に混乱をということ、確かに皆さんの声は聞いております。

それが間に合う体制で今、努めてやってきましたので、その辺はきちっと処理をしていけば、大丈夫だというふうに思っています。

以上であります。

No.53 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.54 ○18番(堀田勝司議員)

そういうことを聞いているんじゃないなくて、行政のトップが、3回もころころ、ころころと方針を変えているのは、いかがなものかということを知っているんですよ。

No.55 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.56 ○市長(石川英明君)

私の方針は全然変わっていません。

ただ、私自身が方針を変えたわけではないです。やはり、職員のいろんな都合とか、いろんなことも調整を図らないといかぬわけですよ。

1年間やり切って、まあ途中でかわることもあるというふうには思っています。

ただ、できる限り、私自身も納得した人事を行って、体制を整えていきたいというふうに思っているわけで、そのことでいろんな疑問が出て、先ほど言ったように、最初は公募の部分が重要だったですね。この取り扱いではいかぬということで、ちょっと変更はしましたね。

そういうことがあったもんですから、それに係るいろんな課題や問題も出てきましたので、もう一度、私が検討して整理をしたということです。

それは内部的にも詰めたり、いろんなことをやってきたわけでありますので、そういうことをやるのに、それはタイムリミットがあって、そこまでに合わせれば、決して問題はないわけですよ。

そういう状況で、うちは配慮をしてやっているつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.57 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.58 ○18番(堀田勝司議員)

タイムリミットがあって、どうのこうのというんじゃなくて、行政の長が「発表します」と言ったことを、3回、翻しているということを行っているんですよ。

それでは、職員に示しがつかないし、市民の皆様から信頼が得られない。うちの市長はオオカミ少年だと。言うこと、言うことが、その都度、その都度、その日が来ると変わってしまう。それでは市民から信頼が得られないじゃないですかということです。

その件に、どうお考えですかという質問をしているんですよ。

No.59 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.60 ○市長(石川英明君)

私をオオカミ少年なんていうことを言わぬでくださいよね、大変失礼なことですね。

私は、やはり24年度の体制を整えるために、職員の適材適所からいろんなことを思案してやっているわけですよ。

それを、そんなオオカミ少年呼ばわりというのは、大変失礼ですよ。それはやめていただきたいと思います。

ですから、私は新たに公募ということをやって、その取り扱いにも少し疑義があったわけですよ。

ですから、そういうところは修正をしたり、それから内部検討もきちっともう一度、そんな疑問の声も出ていたもんですから、それで間に合う時期まで対応を図ったということですから、ぜひ、ご理解をください。

以上です。

No.61 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.62 ○18番(堀田勝司議員)

まあなかなか話が、同じことの堂々めぐりみたいになりそうでかみ合いませんけれども、行政というのは約束したことは守らないといかぬのですよ。

それなら、約束しなきゃいいんですよ。その前に検討して、検討がいついつまでにかかるから、いついつまでに発表させてもらいますと言えばいいんですよ。

15日には内示を出します、19日に出します、21日に出しますと、そういうことで、自分の言ったことを翻しているから、「そういうことは、おかしいじゃないの」と言っているんですよ。

行政というものは、法律を守ったりするのは基本的なことなんですよ。条例、法律を守るのが。条例を破っているとは言いませんが、人間関係の信頼性を損ねているんですよ、その部分が。

先ほどから何ですか、委員会が終わったら出しますとかというようなお話で、委員会が終わらなければ出せないところに、何か理由があるんですか。

No.63 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.64 ○市長(石川英明君)

ですから、何回も言うように、職員からも、職員組合からの声もあったり、そういうことにもきちっと対応させていただいております。

ですから、いろんなそれは内情があって、その理由というのは、やはりいいかげんなものを出すわけにはいかないわけですよ。きちっと整合性や、そこに疑義があったものですから、それを訂正を図ったということです。

今回については、私のほうからイントラのほうできちっと出しました、私の名前でね。これは何回も変更しているということも事実ですので、そういう形で取り扱いをしていますので、これは守っていきたいというふうに思います。

以上です。

No.65 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.66 ○18番(堀田勝司議員)

21日に発表するというのは、市長が出した指令じゃないですか。

当初のあれは、部長ですかね。21日に出示するというのは、市長から出ていると思いませんけれども、…。

(発言する者あり)

No.67 ○18番(堀田勝司議員)

うるさいな、静かにしとれと言っとるだろ。

議長、注意してください。

No.68 ○議長(平野敬祐議員)

静粛に願います。

No.69 ○18番(堀田勝司議員)

とにかく、どんな理由にしろ、部下が出したのは市長に関係のないというような答弁では困りますよ。

部下が出したにしろ、だれが出したのにしろ、市の情報としてきちんとしたものを出した以上は、それも市長の責任なんですよ。

内部事情で、いろんなことをきちんとやらなきゃいけないというのは、それは当然なんで

すよ。当然やって出しているのが今までのことで、やっているわけですよ。

そこに出せない理由に、後から公募制があるとか何とかといういろんなへ理屈をつけてきてもらっても困る。

だから、これだけのことが出てくるわけなんで、もう少しきちんとした答弁をしていただかないと、我々としても納得ができないということなんです。

No.70 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.71 ○市長(石川英明君)

事務的な経緯としては、やはり課長名で出ていたんですね。最終的には私が昨日、私の名前で出させていただいております。

私はへ理屈で言っているわけじゃないんですよ。新しく公募をやって、その成果や効果というのをきちっと最大限に出すのに、その取り扱いに少し疑義があったわけですよ。その訂正と整合性を整えてきたという背景です。

それから、職員組合からも「いつになるんだ」という申し立てがありました。昨日、役員の方ともきちっと話をさせていただいて、ご了解をいただいております。

以上です。

No.72 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.73 ○18番(堀田勝司議員)

今の答弁ですと、課長が出したのは私の知らないことですよというふうに聞こえますが、課長が出したのは、要するに業務命令として出しているわけですよ。部長が出しているのも、同様に出しているわけですよ。それは知りませんと。

21日に出したのは、それは私ですからと。そんなようなことでは、だれが責任をとるんですか、発言とか、いろんな中身に。市長の業務命令があるから出すんじゃないですか。

それとも、課長たちに例えば聞きますが、単独で勝手に自分の思いのたけで出したんですか。

そんなことはないと思いますよ。上からの指令があって、こういうふうに表示してもいいか。あるいは、してもいいというふうにしたから、出したんだと思うんですよ。

今の市長の答弁を聞いていると、課長の出したのは私が知らぬようなことのように聞こえますが、市長として、課長の出した何ですかね、その部分に対しての責任はないんですか。

No.74 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.75 ○市長(石川英明君)

課長が出したことを、無責任な言い方で私は取り扱うということは一言も言っておりませんので、誤解のないように。

だから、課長が出されたことに対して、もちろん業務命令というような視点でいけば、出しているわけですよ。

そのことを、私が責任がないなんていうことは言っていません。

出していただいたんですが、先ほどから何度も言うように、その中身について問題があって、そのまま無責任な、やはり人事を出していくことのほうが、私は責任があるということで、申しわけないけれども期間を延長していったということです。

そのことの整理と内部検討の疑義もあったり、いろんなことがありましたので、そういうことで遅れたと。最終的に私自身の名前で今回は出させていただいたということでもあります。

以上であります。

No.76 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.77 ○18番(堀田勝司議員)

とりあえず、まあ納得はできないけれども、ちょっと次に移ります。

横山部長にお聞きしますが、委員会の答弁の中で、たしか伊藤議員の質問だと思いませんか。そのときに、部課長等の欠員があった場合に、行政に支障を来すことはありませんかというような、たしか質問をされていると思うんですが、「支障を来します」というような答弁を聞いた覚えがあるんですが、そのように間違いはありませんか。

No.78 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.79 ○行政経営部長(横山孝三君)

部長、課長とも大事な職務、役職者でありますので、もし欠員があるということになれば、当然支障が出ると考えております。

以上です。

No.80 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.81 ○18番(堀田勝司議員)

そのように答弁をしていただいたということで、間違いはないということですね。

次に、副市長にお尋ねをいたします。

副市長は、そのときの答弁で、「支障を来さないように努力する」というふうに言われておりますが、そのようなことで間違いはありませんでしょうか。

No.82 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.83 ○副市長(平野 隆君)

間違いありません。

終わります。

No.84 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.85 ○18番(堀田勝司議員)

先ほどの答弁の中に、委員会が終了したら出しますよと、内示を出しますよというふうに言われたというふうに聞きましたが、その委員会が終了しなければならないというところの理由というのは、どんなものがあるのでしょうか。

No.86 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.87 ○行政経営部長(横山孝三君)

私どもは従前より、内示につきましては委員会が終わったらということで、内示をかけております。

特に、その内示につきまして、人的なことでございますので、職員の士気が落ちないようにということも配慮した結果でございます。

終わります。

No.88 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.89 ○18番(堀田勝司議員)

どうも、その辺が、我々には瑕疵のある予算の提案がされてないかというふうにとれるわけなんですよ。

三度も延期をしている。そして、委員会が終了しなければいけないというようなお話になりますと、我々にはよくわかりませんが、提示された予算の中に瑕疵のある予算が入っているように思えて、だから、委員会が終了しないと出せないというふうに答弁されているように思うわけですけども、瑕疵のあるような予算は入っているか、いませんか、答弁をお願いいたします。

No.90 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.91 ○行政経営部長(横山孝三君)

瑕疵という意味が、若干、私には理解することが少しできないかもわかりませんが、そういったことはないというふうに思っております。

以上です。

No.92 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
堀田勝司議員。

No.93 ○18番(堀田勝司議員)

なかなか、かみ合いませんが、我々としては大変疑念に思っておりますし、市民のためになるか、ならないかということが、我々が一番問題にしていることであります。
行政の長が3回も前言を翻しては、今後とも市民の皆さんの範になりません。もう少し真摯に物を考えていただいて、議会に対しても同様な考え方をお示しいただきたいと思いません。
以上で私の質問を終わります。

No.94 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、18番 堀田勝司議員の緊急質問を終わります。
(議長の声あり)

No.95 ○議長(平野敬祐議員)

早川直彦議員。

No.96 ○5番(早川直彦議員)

ちょっとお伺いします。
緊急質問の件なんです、基本的に緊急質問というのは、火災、水害、地震、盗難、本当に非常事態の場合に行う場合と、住民の関心となって真にやむを得ない、客観的な理由が認められる場合でなければ、これはならないはずで。
今、緊急質問のその質問を聞いて、これは緊急質問にそぐわないと、…。
(そうだ、そうだの声あり)

No.97 ○5番(早川直彦議員)

私は判断するんですが、議長は、これは質問にそぐわなければ制止するというものじゃないでしょうか。
議長、お答えください。
(制止すべきだねの声あり)

No.98 ○議長(平野敬祐議員)

早川直彦議員、私に対する質問ということによろしいですか。

No.99 ○5番(早川直彦議員)

そうです。

No.100 ○議長(平野敬祐議員)

私が手元に持つ資料は、今、早川議員がおっしゃるとおり、緊急質問は火災、水害、地震、盗難、責任問題等、客観的に見ても即刻質問するようなものという表現と、緊急を要するというものではないが、ぜひとも質問しなければならないような住民の関心の的となっている問題など、議会の同意を諮ることで、最終的には議会が判断するものであるというふうに私の見識では持っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長の声あり)

No.101 ○議長(平野敬祐議員)

早川直彦議員。

No.102 ○5番(早川直彦議員)

市長の権限でできることを、緊急質問するということが、そもそも間違いじゃないんでしょうか。

これは、もう今から同じことをやっても、同じ回答の繰り返しだと思うんですが、議長、諮ってください。

(発言する者あり)

No.103 ○議長(平野敬祐議員)

早川議員、ただいま私が申し上げましたとおり、議会の判断でこの緊急質問を続けておりますので、ご理解をお願いいたします。

近藤恵子議員も先ほど手が挙がりましたが、この際、同様の発言でしょうか。

No.104 ○13番(近藤恵子議員)

はい、同様です。

今回、質問の前に発言したかったですけれども、緊急質問とは、今回、この通告書を見せていただいて、そぐわないと思ったので即刻発言したいと思っていました。

同じ用件です。

No.105 ○議長(平野敬祐議員)

それでは、私はそういうことで判断しておりますし、議会の判断、議会運営委員会でもお認めになったものというふうに私は思っておりますので、進行させていただきます。

続きまして11番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.106 ○11番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先ほど、堀田議員に対する答弁の中で、予算委員会のために当局の答弁で、「部長、課長、次長の役職者に欠員が出たら、業務に支障が出ます」との答弁がありました。

また、「欠員が出ないよう努力をします」と答えられました。

確認をいたします。かぶっておりますが、重要なことですので、よろしく願いいたします。

4月1日付の職員人事異動の内示がまだ発表をされておられません。発表の遅れから市職員だけではなく、市の業務に大きな混乱を招くことが予測されます。

市民生活にも影響があると思いますが、部長、次長、課長の役職に欠員はありますか、お答えください。ご答弁願います。

以上で質問を終わります。

No.107 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.108 ○行政経営部長(横山孝三君)

人事異動は市長の任命権の範疇のことですので、役職者の欠員のあるなしにつきましては、申し上げることができません。

以上でございます。

No.109 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

質問者に申し上げます。発言の件名が重複する部分がございますので、ご注意をお願いいたします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.110 ○11番(一色美智子議員)

12月議会におきまして、部長制廃止についての議案が否決となっております。

今回の人事異動については、否決をしたことを、どのようにとらえられておりますでしょうか、お聞きいたします。

No.111 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.112 ○行政経営部長(横山孝三君)

12月議会での部長制廃止についての条例案について、否決されたということは承知しております、そのことについては、そのような意思を重く受けとめなければならないというふうに承知しております。
終わります。

No.113 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.114 ○11番(一色美智子議員)

市長に伺います。
同じことなんですけれども、現実にはいろんなうわさが飛び交っております。部長、課長、次長が本当に動く。あるところでは部長がないんじゃないかという、うわさをお伺いいたしました。非常に心配をしております。
市民の窓口、本当に支障があっては絶対いけないと思います。
その思いで今回、質問をさせていただきました。ぜひ、人事異動についてどのようにされたのか、答えられる範囲で構いませんので、お願いいたします。

No.115 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.116 ○市長(石川英明君)

大変心配をいただいて本当にありがとうございます。
私ももちろんですよね、市民生活に支障を来すなんていうことは、もう絶対あってはいけないというふうに思っております。

最大限努力をしますし、前12月の議会の皆様のご意見は尊重いたしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

No.117 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.118 ○11番(一色美智子議員)

今回の委員会と、今の市長の答弁をお聞きいたしまして、きょう出されるということですので、それに関しては何も言いません。

もし、部長、課長、次長に欠員がありましたら、当局は委員会での答弁と変わってきている、うそをついているということによろしいでしょうか。

No.119 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.120 ○市長(石川英明君)

そういう「うそを」という解釈では、ぜひ、しないようにいただきたいと思えます。

私は、やはり行政をあずかる最高責任者でありますので、きちっと住民サービスが行き届くと、そういう視点に立ち入っていくということです。

うそとか、そういうことで片づけていただくことは、少し問題があろうというふうに思えますので、ぜひ、ご理解をください。

以上です。

No.121 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.122 ○11番(一色美智子議員)

長くは言いません。委員会での答弁が変わらないように、12月議会のことを重んじていただきますように、最大限お願いをいたしまして、もう多分決まっていると思えますけれど

も、そこに、本当に思いを寄せていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上で終わります。

No.123 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、11番 一色美智子議員の緊急質問を終わります。
続いて2番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.124 ○2番(毛受明宏議員)

議長のお許しをいただきましたので、職員人事異動の内示についてを質問したいと思いをします。

先ほど来出ております平成24年4月1日付の職員人事異動の内示について、いまだに発表がされていないことで、部課長職が予算に上げられた人数でないと、まあ「うわさ」というのは語弊がある言葉でありますので、漏れて聞こえてきますが、昨日まで行った当初予算どおりの執行がされるか、お伺いをいたします。

No.125 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.126 ○行政経営部長(横山孝三君)

新年度予算につきましての人員費のことにつきまして、いろいろお話を伺っておりますけれども、先日も申し上げましたけれども、予算はあくまで上限を定めていただいたものというふうに認識しております。

また、人的配置につきましては、先ほど申し上げましたけれども、市長の任命権の範疇にあるものでございまして、詳しいことにつきましては、お答えすることができません。

以上でございます。

No.127 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
毛受明宏議員。

No.128 ○2番(毛受明宏議員)

答弁がいろいろもう出てしまったものですから、私の思っていることも1つ、市長に伺いたいんですけれども、やはり500人クラスとなると、これは民間でいうと大企業に属する組織

でありますけれども、中、小、零細、小企業、零細というのは、「明日どっかへ行け」と言えば、行けるような体制なんです、大企業、中企業というのは、なかなかそういうもんじやないと思います。

残すところあと何日ですか、指折り数えるぐらいしか残ってないんですが、なぜ本当にこの状況で出ていないのか、出さなかったのか、その辺の真意を聞きたいと思います。

No.129 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.130 ○市長(石川英明君)

部長がお答えをしたように、最初の当初は、やはり職員の士気にもいろいろかかわってくるので、委員会終了後にしようということは、統一を持っておりました。

その後、私自身が見ていて、新しく公募をかけました、そのこの表の表記で問題を感じましたので、そのこの調整を図ったり、そういうことをやっておりましたので、まず、確かに期限の問題があります。

私自身も、ただ単に職員の士気だけではなく、期限の問題ですね。事務引き継ぎの問題や、すぐ入札関係も全部入ってくるわけです。

そのタイムリミットを見ながら、全体のバランスをとりながら、私も決断をして進めてきたつもりでありますので、ぜひ、そんな意味ではご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.131 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.132 ○2番(毛受明宏議員)

先ほども本当に言ったんですが、やはり引き継ぎとか、こういう問題で市民に対する支障を来すというのが一番の問題だと思います。

なので、この議場範囲ぐらいの職員だったら、私はまだいいと思います。

3階、2階、1階に、たくさん職員がいるわけで、その辺に対しても、明日は何をやっているのかという状態をつくっていけないと思いますよね。

なので、やはりこの辺は、本日中に出されると言うんですが、本日中という、この本会議が終わってからということですか、お答えください。

No.133 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.134 ○行政経営部長(横山孝三君)

そのように承知しております。
終わります。

No.135 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
毛受明宏議員。

No.136 ○2番(毛受明宏議員)

なかなか、そうすると私どもも立ち入れないところになってしまいますので、実際あけてみて、びっくりしないような内容を私も期待しておりますけれども、人数関係を最終的に、最後の質問といたしますが、どのように、多少の退職者が出ているので、多少の減はあるでしょうけれども、要所要所のポイントが抜けているとか、そういうところはないでしょうね、お願いします。

No.137 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.138 ○行政経営部長(横山孝三君)

すみません、そのことにつきましては今、お答えすることはできません。
終わります。

No.139 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
毛受明宏議員。

No.140 ○2番(毛受明宏議員)

先ほど来、そこは話すことができないということなので、多分話してくれないと思います、このままやったとしても。

しかし、やはり行政というのは、この500人弱の大きな組織でありますので、そう簡単なものではないと私は思っております。

なので、しっかりその辺を見ていただいて、内示の要旨がもうつくられているとは思いますが、市民サービスに欠けることがないように、ひとつお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

No.141 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、2番 毛受明宏議員の緊急質問を終わります。

続いて、緊急質問を続けますが、質問者に申し上げます。

発言の件名が同一でありますので、質問内容については極力、先の質問者と重複しないよう、ご注意願います。

20番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.142 ○20番(前山美恵子議員)

では、議長のお許しを得ましたので、緊急質問をさせていただきます。

既に、私の前に3人、同じような内容で質問をされております。壇上での質問は同じようになるかと思いますが、再質問で最終的に詰めていきたいところもありますので、最後までお聞きください。

4月からの職員人事異動の内示が、普通でしたら、15日、19日ぐらいには発表されているはずですが、いまだに発表をされておりません。

業務に重大な支障、そして、これはひいては市民生活にも影響が及ぼされる予測がされてまいります。

このことについて今後、市長はこの支障、出た支障についてはどうかカバーするのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また今、漏れ聞こえてくるのは役職者に欠員が出ている、そういう可能性もあると言われております。この点について、きっちりと市長のほうからご答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

No.143 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.144 ○行政経営部長(横山孝三君)

内示が、余り遅くなるということは好ましくございません。事務の引き継ぎですとか、システムの変更などがいろいろございますので、余り遅くなると支障が出ると思えますけれども、現在のところであれば、支障は出ないというふうに考えております。

終わります。

No.145 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.146 ○20番(前山美恵子議員)

欠員が出ている可能性もあると言われていたのですが。

No.147 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.148 ○行政経営部長(横山孝三君)

先ほど申し上げましたけれども、人事権につきましては市長の専権事項であるということで、お答えすることができません。

以上でございます。

No.149 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.150 ○20番(前山美恵子議員)

前の3人の方も、ちょっと懸念を示されておりますが、今回、議会が最終日です、この場でしか質問ができないわけですから、緊急質問をさせていただきました。

きょうの議会が終わった後で、内示を出されるということなんですけれども、先ほど壇上で申し上げましたけれども、漏れ聞こえてくるのは、欠員が生じるのではないかという声が上がっているわけです。

12月議会で、私たちも部長制廃止については、いろいろ業務に支障が出るからというこ

とで、議会で判断をさせていただきました。

このことから察すると、このうわさが本当であるなら、これは大変支障が出てくるというか、今後の市民生活に影響があるからということで、私たちは大変危機感を抱いて、今回質問に至ったわけです。

予算委員会のところでも、今度の予算について、人件費それから部長職、部次長、課長、これはきっちりと人数を出していただいたんですけども、この点について、ちゃんと保証されているかということ、前の一色議員もちょっと質問をされたんですが、「上限」という言葉を使ってあります。

上限ということは、例えば部長ですと8人を超えないということにして、それ以下もあり得るのかということで、大変私たちはそれに危機感を感じているんですけども、こういうことが絶対にないというふうに、ここで弁明できるのでしょうか。

No.151 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.152 ○20番(前山美恵子議員)

市長にお願いします。任命権は市長ですよ。

No.153 ○議長(平野敬祐議員)

石川市長。

No.154 ○市長(石川英明君)

やはり、最大の目的は何かというと、市民生活に支障があるかということの問題であろうというふうに思います。

現時点では今、部長が言われたように、全く問題はないだろうというふうに思っています。

今後、人事を行った後も、支障のないようにいくということです。

それと、やはり重要なことは、皆さんの思いというのは、きちっと受けとめております。

ですから、そのことを理解をしながら、私は24年度の人事の、今は内示をしてないんですが、した中で、皆さんの思いというものを、きちっと受けとめながら進んでいきたいというふうに思います。

以上です。

No.155 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.156 ○20番(前山美恵子議員)

住民生活に支障がないようにというのは、私が今求めているのは、部長はここに8人という数の資料をいただいております。これは予算委員会のところでもいただいているんですけども、支障がないようにというのは、8人でも7人でも6人でも何人でもできるわけです。支障が出ないように努力をするということでは可能です。

今、私が問題にしているのは、我々が部長職、部長制廃止について否決をした。これは議会の側としては市民生活に大変支障が出るからということで、部長はきちりと今の現在の部長の数を保証しろという、そういう決断をしたわけです。

その点で、きちっと受けとめてということは、本当に欠員がないというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

No.157 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.158 ○市長(石川英明君)

皆様のご心配はあろうというふうに思います。

しかし、職員にもまだ内示もしてない状況で、このことに触れるということは、少し控えさせていただきたいと思います。

ですから、最大の目的は何かと云ったら、市民生活に行政サービスの支障があるような形にならない、そのための最大の努力をしていくというしか、私のほうからは答えがないというふうに思っています。

以上であります。

No.159 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.160 ○20番(前山美恵子議員)

まあ内示を早く、早くじゃないけれども、遅れてますけれども、発表すると支障が出るとい

って、だれだれはどここの配属だということを私は申せと言っておりません。

部長職が、これは示していただいたのは8人、委員会で8人、それから部次長、課長が24人というふうに、これは委員会できちっと資料を出していただいたわけです。

ここところが、ちゃんと保証されているかどうかということとして、控えないといかぬとか、それから支障がないようにするとか、これでは数字的な裏づけが全然ないんです。

数字的な問題、例えば、もうこれは絶対に保証するとか欠員がないとかということなら、これは納得できるのでしょうかけれども、漠然とした言い方ではなかなか納得できない。だから、疑わざるを得ないというところで、きょうも質問をしているんです。

きちっと、お答えをお願いしたいと思います。

No.161 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.162 ○市長(石川英明君)

これは何度も繰り返しになるんですが、私のやはり裁量権の範囲であろうというふうに思っています。

ですから、議会の皆さんの、12月の議会のご意見ということも、最大何かと云ったら、我々行政職員は、やはり市民生活をきちっと補完をしていくことだろうというふうに思っています。

そのための組織でありますので、その辺がきちつとはかれる運営をすれば、いいんではないかなというふうに理解をしているわけです。

ですから、まだ内示も出してない段階で、その辺のことは今、触れることはできませんということであります。

以上です。

No.163 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.164 ○20番(前山美恵子議員)

内示を出す前に、部長職、それからこの8人と24人、これが保証されているということは、どうして言えないのでしょうか。

No.165 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.166 ○市長(石川英明君)

何度も言います。やはり、これは私の裁量権であって、内部で処理をする問題であろうというふうに思うんですね。

ですから、皆さんの意図とすることを組み入れてやっていくと、私自身は尊重はするという話をしております。

ですけれども、私自身がやはり裁量して、職員に内示をするわけです。ですから、職員の内示のほうが先であろうというふうに思っています。

以上です。

No.167 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

(議長、重複ですよ、質問のの声あり)

No.168 ○20番(前山美恵子議員)

なかなか、欠員が出ないとか、それから人数を保証するとかという言葉がない。ただ、市民のサービスに支障がないようにきちっと受けとめてやっていくという、これ以上の回答はできないということですかね。

No.169 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.170 ○市長(石川英明君)

行政というのは何かという、これは繰り返しになります。

市民サービスをきちっと補完するということだろうというふうに思うんですね。

そのための組織であったり、今言っている政策の内容であったり、施策であろうと思うんですね。

そこをきちっと、今いる職員の中で対応が図られれば、決して問題はないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、ご理解ください。

以上です。

No.171 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.172 ○20番(前山美恵子議員)

なかなか、私の質問に答えていただけません。何回も質問をしましたがけれども、きちっと保証されているかどうかは私も聞きたかったですけれども、ただ、市民サービスを低下させないということは、市長がおっしゃられましたので、質問を私はこれでおしまいにします。

No.173 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、20番 前山美恵子議員の緊急質問を終わります。ここで、10 分間休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時22分再開

No.174 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程2、討論・採決に入ります。

議案第 40 号及び議案第2号から議案第9号までについては、平成 24 年度の当初予算でありますので一括して討論を行い、採決については各議案ごとに行いますので、よろしくお願いたします。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

No.175 ○19番(月岡修一議員)

議案第 40 号 平成 24 年度豊明市一般会計予算について、賛成の立場で極めて簡潔に討論を申し上げます。

今般、初めて予算特別委員会が立ち上がり、長時間にわたる予算審議が行われました。

初めての予算特別委員会であるがゆえに長時間の審議が行われたのか、それとも、良

識の府と言われる議会人としての良識と常識を見失った結果の長時間だったのか、私には判断しかねます。

審議中、予算組み替え動議が出されました。このような手法は議会に許されている手法であり、だれも異議を唱えることはできません。

しかし、審議状況を傍聴していた私からすれば、いたずらに市長の首を真綿で絞めつけるような議論を繰り返し、いたずらに時間を浪費しなくても、もっと早い時間に動議を提出して、内容の審議に入るべきではなかったかと感じています。

この長時間の間、職員の皆さんは待機を強いられ、市職員としての本来の職務の時間を奪う結果となったことは、大いに反省が求められるのではないのでしょうか。

市長を始め当局の皆さんは、今回の予算特別委員会の結果を踏まえ、適切な予算執行に努めていただくことを強くお願いして、一般会計予算並びに第2号から第9号、特別会計予算ともに賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

No.176 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.177 ○20番(前山美恵子議員)

40号 一般会計予算、2号 国民健康保険特別会計、8号 介護保険特別会計、9号 後期高齢者医療特別会計について反対とし、その他の会計については賛成をいたします。

まず、40号 一般会計について。

来年度の地方財政計画では、通常収支分と東日本大震災分で前年の2.1%増となっており、2008年以降から地方財源の確保の手直しが行われて、その延長線上で組み立てられています。

地方交付税についても、十分確保されているかどうかは問われていますが、臨時財政対策債を含めて前年度並みの水準は確保されています。

また、2008年以降から補正予算が毎年のように組み立てられており、本市の財政も一息つくことができました。11年度も第4次補正が組み込まれました。この点では、本市の住民要求を取り組む下地はあると言えます。

このことは、11年度末で財政調整基金が12億円弱もためられていることから明らかです。

ただ、一般財源では今後、社会保障関係で高齢化と貧困化の進行を背景に増加することになり、地方負担分が逆に増えてまいります。

この増加分に何をもちて充てるのかが問われていますが、それが職員削減や給与減額であり、それを地方財政計画で誘導しており、本市を始め各自治体の現場では、臨時職

員などの非正規職員が広がり、官製ワーキングプアも生まれているのですから、この問題は重大です。

さて、このような中で、本市の財政状況を見ていきますと、こここのところの地方財源保障の手直しもあり、財政調整基金も増えてまいりました。

歳入では、市民税がこの年度より、子育て家族から年少扶養控除廃止、特定年少扶養控除を縮小して、負担増を招きました。

さらに、復興資金としての均等割 500 円増税で、社会的弱者からの増税は問題がありません。

その反面、法人税の引き下げや所得税の最高税率の引き下げ、証券優遇税制などの国の税制のゆがみから、税収減は続いています。

ここに、国の責任を申し上げておきます。

次に、歳入の問題点を述べておきますと、第1に、本市では大幅な職員削減を行うということであります。

23 年度も十数人削減をし、現場では膨大な事務量に追われ、市民に目が届かない、手が回らないなどの悩みを耳にします。

ただ、財源捻出のためでは犠牲が大き過ぎます。財政調整基金には 12 億円も確保されており、この財調が今度の当初予算で3億円しか取り崩しをしないのですから、退職者数の職員を十分確保できる財源はあるのですから、市長の責任が問われる問題です。

さて、職員を削減するかわりに、民間やNPOなどの委託も視野に入れているようですが、自治体職員は民間などと違って地域全体の市民の暮らしを支える役割、責任を負っているということです。

社会的弱者と言われる人々の暮らしを支えるためにも、さまざまな施策を講じることができるのも、長年培ってきた専門性を生かし、任務に当たっているからであります。

その専門職を削減していくということは重大な損失であり、行政が培ってきたノウハウや専門性が民間に移行してしまえば、取り返しがきかなくなってしまう。そのために考えを改めていただきたいと思えます。

第2に、職員の公募、任用、飛び級制度であります。

自治体職員は、1つの集団として地域全体に対して責任を負う立場にあります。自治体職員の多くは一定のローテーションで職場を変えていきますが、それによって、さまざまな職種を経験し理解するようになります。

種々の仕事を体験しながら、地域との接点を多様に積み上げていき、これが職員にとっては不可欠な知的熟練を身につけていきます。そして、この熟練が地域、社会全体に貢献する公務員となり、総合的な判断力や広い視野が備わってまいります。

これとともに、専門的能力を備えることが必要で、その習得には実際の労働経験が必要となることです。

このため、特権的なキャリアやエリートを養成するような人事、人材育成ではなく、一人

ひとりの職員の意欲と可能性を生かし、行政のあらゆる分野と職域で働いている職員の個人と組織全体が、ともに成長、発展し合える行政組織であることが必須であり、このことから考えますと、市長が推奨する飛び級制度が、個人だけを抜き取って評価する制度であるだけに、逆に周囲に、モラルダウンやチームワーク、協調性をなくすおそれがあるので、改善を求めておきます。

第3に、事業仕分けについてであります。

その事業仕分けを行う理由として、財源確保が上げられておりますが、我が党が反対することとして、対象事業の選定基準が不透明であること、事業仕分けが短時間の説明で報告者の説明能力で判断が左右すること、コーディネーターの能力が問われること、住民代表でもなく地域の事情を知らない仕分け人による判定では問題が残ること、利用者の意見を聞く機会がないなど、限られた人たちの議論や判断で結論が導かれ、住民に必要な事業が仕分けられるおそれがあることが問題であります。

第4として、地方税滞納整理機構についてであります。

23年度から始まった滞納整理機構で、強制的な滞納整理に市民から不安の声が上がりました。機構に参加している意味がなく、脱退すべきと申し上げておきます。

第5として、広報の市長室だよりについてであります。

広報は市政全般にわたる連絡や案内、その他広報活動が目的です。石川市長の市長室だよりは、個人の考えや政策が掲載をされています。これは私的範疇になり、公費の使用は避けるべきであり、改善を求めるものです。

次に、農業関係で、農業共済組合の1つの県に1つの組合と、統廃合が進められようとしています。

農業共済は、害虫などの被害を認定して共済金を払うという農業者にとって不可欠なものです。1県1組合になれば、認定の遅れや正確性の欠如など、大きな混乱をもたらします。今からでも反対の声を上げるべきと申し上げておきます。

最後に、この予算審査で火葬料を滞納している市民の存在を知りました。予想以上に貧困問題が広がっていると感じた次第です。

市長は、常に「低所得者に厚く」と発言されておられます。このような市民にこそ、手を差し伸べるべきではないでしょうかということをお願い申し上げます。

さて、困難な財政運営をしながらも、今回の予算で高齢者の肺炎球菌ワクチン接種補助、保育園のエアコン設置、障がい者訪問入浴の拡充、ひまわりバス増車、給食食材の放射能測定機器購入、私学助成の拡充等々、我が党も議会で取り組んできました施策が、前進を図られたことは評価をしたいと思います。

一般会計については、多岐にわたっており、国政のこともあり、総合的に判断をして反対といたします。

2号 国民健康保険特別会計について反対であります。

当初予算の段階では、法定減免の拡充や均等割を下げられたことは評価をしたいと思います。

います。

しかし、依然として高過ぎる国保税の問題が残されております。この責任は、国が給付費の、医療費の45%の国庫負担が38.5%に減らされたこと、さらに2006年には、40%から34%に引き下げ、財政調整交付金に回したことです。

そして今、これをさらに、来年度より国庫負担を2%減らし、その2%が調整交付金に変わり、固定分が削減をされていきます。

そのため、次々と国の負担を地方が肩がわりすることになり、ひいては市民の負担にかかわってくるわけであり、国の責任を地方に押しつけた問題は重大であります。

8号 介護保険特別会計についての反対の討論です。

介護保険料については、条例改正で申し上げますので、ここでは省きますが、この年度より第5期事業計画になります。介護報酬のマイナス改定が行われ、介護職員処遇改善交付金が廃止されるなど、ますます事業所の経営を圧迫しています。

また、第5期から生活援助サービスの縮小が打ち出され、このサービスの時間も報酬も削られることとなり、在宅高齢者の命綱である生活援助を削ることは許されません。

また、施設介護を抑制するため、施設介護の報酬の引き下げも行われ、入居者の退所を迫ることとなりました。

今回から、24時間対応サービスが宣伝されていますが、報酬が定額となり、それを超えれば持ち出しとなるため、サービスを控える懸念も出てまいります。

さらに、総合事業も計画をされており、軽度者がサービスから外される懸念が出ており、今でも利用料の負担の重さからサービスを控え、介護難民が生まれていると言われております。

介護を社会で見ると言われた介護保険制度が、ますます高齢者や家族から遠ざかってしまいました。

次に、本市では包括支援センターを長い間直営で行ってきました。来年度より委託されることになり、まことに残念であります。人材を育成していく上でも直営を守るべきであったということを、ここに申し上げておきます。

最後に、後期高齢者医療特別会計について反対の討論です。

75歳から、後期高齢者だけの保険に加入する制度ですが、民主党政権で廃止される予定でしたが、先送りをされ、今回も予算化されました。

24年度は3回目の保険料改定であります。広域連合の2月の議会で、所得割の負担率が8.55になり、均等割も4万3,510円になり、平均して6%の値上げであります。

限度枠も50万円から55万円に引き上げられました。際限なく保険料が引き上げられ、保険料は強制的に年金から天引きでは、高齢者から不安の声が上がるのも当然であります。

このような高齢者いじめの制度は廃止を求めて、反対といたします。

以上です。

No.178 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、安井 明議員。

No.179 ○16番(安井 明議員)

まず、討論を申し上げる前に、東日本大震災で被災された方や、今もなお行方不明の方々に対し、改めてご冥福を申し上げるとともに、現在もなお多くの人々が厳しい環境の中で生活をされておみえです。1日も早い復興と復旧を願うものであります。

また、今期をもって退職されます神谷市民生活部長、三治消防長、加藤教育部長、原田健康福祉部次長、福井行政経営部次長、塚本会計管理者、犬塚監査事務局長におかれましては、長年にわたり豊明市の発展にご尽力をされましたことに、感謝と敬意を表すものであります。

今後とも、豊明市発展のために、今までどおりのご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、議案第40号 平成24年度一般会計及び議案第2号から議案第9号までの特別会計につきまして、市政会を代表し討論をいたします。

我が国の経済情勢は、長期にわたる景気低迷、急激な円高状況や原発事故をめぐる情勢など、本格的な回復には時間が要するものと思われまます。

そうした社会背景の中、市民生活の安全・安心のまちづくりを始め、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」を目指した本予算案について、我々市政会は質疑を行い、検証をいたしました。

その中でも、厳しい財政状況の中、若い子育て世代の負担軽減につながる延長保育料の無料化の予算組み替え動議にも応じていただき、一定の評価をするものであります。

平成24年度一般会計予算の財政規模は174億3,200万円であり、平成23年度の予算に比べて6億8,800万円の減額となっております。

歳入を分析すれば、子ども手当の制度改正による減額が大半を占めていますが、歳入の根幹である市税は、前年に比べ約6,500万円の減となっており、依然として景気の後退の影響を受けております。

このような状況の中で、市民ニーズの多様化と少子高齢化社会の医療や介護、福祉の大きな流れ、また、重点施策である公共施設の耐震化に対して取り組むことが、最も重要なこととなります。

そのことを踏まえ、歳出予算について順次、意見を述べてまいります。

初めに、防災関係についてであります。市役所本庁舎の耐震設計及び前後駅前広場耐震設計、並びに保育園の耐震工事は、どんぐり学園、中部保育園を予算計上されたことは、当然ではありますが、厳しい財政状況から見ると、一定の評価をいたしますが、早期着工に向けて努力されますよう要望いたしておきます。

次に、社会福祉関係ですが、夏場の良好な保育環境を実現するための青い鳥保育園を始め6園のエアコン設置について評価をするものの、残り4園についても、できる限り早期設置を要望するものであります。

また、新たに高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成、働く世代への大腸がん検診に一定年齢の方への無料クーポン券の配布事業、また、今までの子宮頸がん検診などを拡充継続させることによる受診促進、がんの早期発見等、健康意識の普及啓発に努力されるよう要望をしておきます。

医療費の高騰等によって、国民健康保険などの特別会計への繰出金の増額はやむを得ないところですが、その抑制のため、医療費の適正化、検診の充実、介護予防事業などに加え、健康教育にも十分努めていただきたいと思います。

次に、教育関係についてですが、放課後子ども教室の拡充として、新たに豊明小学校、栄小学校の余裕教室を使って開設する事業など、教育を取り巻く社会状況の変化に対応するためにも、全小学校において早期実現されますよう要望をしておきます。

次に、地域関係についてですが、区・町内会役員の事務軽減を図り、地域みずからの創意工夫によって、地域の特性に応じた魅力ある活動を行う支援策として、区に一括して交付する財政支援制度の地域一括交付金の創設については、今後も注意深く見守り、臨機応変に対応されますことを要望しておきます。

次に、今後ますます高齢化が進み、交通弱者の増加が見込まれることから、かねてよりひまわりバスの増車と路線変更を要望してまいりましたが、1台の増車が予算計上されたことは評価するものの、市民からの要望を吸い上げるために実施される予定のパブリックコメントについては、いま一度調査され、豊明秋まつりまでに新規路線で運行されるよう、強く要望するものであります。

総合的に平成24年度予算編成において、厳しい財政状況のもと、予算削減として使用料及び賃借料の再リースの活用により、約4,000万円の削減を図られたことなどについては、職員の努力に対して一定の評価をいたしますが、今後さらなる行政経費の削減を望むものであります。

続いて、特別会計についてですが、すべての特別会計において、独立採算制を原則に自主運営ができるように、基準外繰入に対しては、安易に一般会計からの繰り出しを求めることなく、委託料、人件費などの歳出の見直しを図り、市民に負担を求める場合は、市民が納得できることが当然必要であることを条件といたします。

市長の施政方針や、各新聞社への記者会見による新聞報道等、市民に誤解を招く発言には十分注意されるよう、強く要望をしておきます。

さて、多種多様化する市民ニーズが一段と高まってきており、さまざまな市政の課題が見出されてまいりました。

将来の市政運営に大きく影響するものも山積しております。議会に対する市の姿勢や対応の問題が指摘されていきましたことは、今後の課題として十分に取られるよう要望を

しておきます。

私ども市政会も政策提言、実現力を高め、豊明市民の安定した生活と暮らしを守っていくよう、今後とも鋭意努力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、市政会が要望した各事業については、決して満足するものではありませんが、市民生活に支障が出ることは本意でございませんので、賛成の討論といたします。

No.180 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.181 ○15番(杉浦光男議員)

議案第2号から第9号、議案第40号について、一括して賛成の立場で討論をいたします。

予算組みについては、市長の初めてのことであります。その予算に対応する議案、議案に対する予算と言ったほうがいいですが、それについてもいろいろな方面から、またいろんな問題が提起され、今後課題が残るとすることも承知をしております。

しかし、主な拡大事業、それから市長マニフェスト関連予算、それから市長査定による新規あるいは増額予算等について、おおむね私はよいのではないかとこのように思っております。

そういう全体的な視点で、まず賛成をいたします。

そして、個々の問題について1～2申し上げますと、いつも最初に言います教育関係ですけれども、学校関係の耐震については3月補正でジ・エンド、終わったというふうに思います。

耐震が終わり、それから緊急雇用等での臨時職員の大量引き揚げですが、市費への財源の振りかえをしていただき、大体従来のものは確保できたと。

それからもう一つは、私が一般質問でもこの前言いましたけれども、部活動と総合スポーツクラブの推進、学校での耐震、それから臨時職員、それから部活動といわゆるスポーツ、生涯スポーツを含めてです。このことは子どもが多くかかわるわけですね。

豊明を、ひいては日本の将来を担う子どもたちがかかわる問題について、市長は常々、学校教育については頑張っていて、すばらしいものをつくり上げていこうというふうに言っているわけですし、そういう点からも私は考えまして、ハード面、ソフト面、合わせて今回は合格であったのではないかとこのように思っているわけです。

そういう意味で、その点についての賛成討論。

ですが、課題でいえば、これがスタートラインとこのように思っていて、今後よりよいものを目指していただきたい。

それから、あと1～2、私の思いを申し上げますと、桜ヶ丘沓掛線の改良事業です

が、長年の課題でありました。一步前進しまして動き出したことは、大変うれしく思います。

私も個人的に、いろんな国だとか、そういうところに陳情というのですか、そういうこともさせていただきました。

それからもう一つ、先ほど安井議員も申されましたけれども、ひまわりバスの購入、活用ですね。

これは長年、地域の住民の方、それからいろんな問題で陳情もありました。それから多くの議員が質問もしました。その中でようやく1台増車され、これからスタートするということになります。

地域公共交通会議において、いろんな課題があると思いますので、こういうところでぴっちりやっていただいて、本当に地域住民の足となるようにお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、この問題は、行政のあり方について考えさせられる問題でもあったと思うんですね。地域の住民がいろいろ言う。変更した。また、こちらの地域住民がいろいろお願いをする。少ない予算の中で実際に有効活用するにはどうするか。こういうものは行政が目を行き届かせて、頭を使っていただいて、うまく裁判官役というか、裁判役兼実行部隊となっていて、本当により効果的にやっていただきたかった問題であると思います。

こういうことをいい薬にして、これからの行政全般についていろいろ頑張っていただきたい。

私は細かいことを言いましたけれども、こういうところを着眼することによって、全体像が見えてくるというふうに考えるわけです。

えらい簡単に申し上げましたけれども、市長さんにこれから頑張っていただきたいというふうに思います。

そういう意味で賛成討論といたします。

以上です。

No.182 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、一色美智子議員。

No.183 ○11番(一色美智子議員)

議案第40号 平成24年度豊明市一般会計予算及び議案第2号から議案第9号までの特別会計予算について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

最近の我が国の景気は、東日本大震災の影響により、依然厳しい状況にあります。

基礎自治体である本市の財政状況も、景気後退の影響によって、引き続き非常に厳しい歳入環境の中での予算編成となっております。

歳入については、その根幹である市税は93億7,800万円余、0.7%の減です。全体では、前年度に比べ6,500万円余の減額となっております。依然として景気の後退を受けております。

こうした中、平成24年度一般会計予算の財政規模は174億3,200万円であり、平成23年度の予算額に比べて6億8,800万円余の減額となっておりますが、これは国庫支出金、子ども手当の制度改正によるものと、学校の耐震工事などを平成23年度に前倒ししたことによるものであり、実質的には前年度と大きな変化はないものであります。

また、特別会計では予算額119億5,600万円余で、6.2%の増で7億円余りの増額となっており、主な増額要因は、国民健康保険などの医療費の増や、介護保険での地域密着型介護サービス給付費の増などによるものであります。

それでは順次、意見を述べてまいります。

まず、防災関係であります。東日本大震災を踏まえた防災対策の強化が求められている中、引き続き保育園や公共施設の耐震化を進める予算であります。市民の生命、財産を守るという基本に立ち返り、防災計画の見直しやハード、ソフト面から、いざというときに本当に役立つ幅広いシステムの構築と、市民の安心・安全の確保がされますよう要望するものです。

次に、児童クラブ利用料の所得制限つき無料化と延長保育使用料の無料化であります。

このことにより、若い子育て世代への経済的な負担軽減が図られますので、大いに評価するものであります。

子ども医療費の中学校3年生までの無料化とともに、ぜひ継続実施を願うものであります。

次に、保育園のエアコン設置であります。このことは大いに評価いたします。

しかし、今年度は6園での予定であり、最近の猛暑のため園児の健康面に影響が出ていることを考えますと、全園一斉に設置すべきではなかったのかと疑問が残ります。

ぜひ、早期に全園に設置を完了していただくよう要望いたします。

次に、要望をいたしました高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成を開始されることは、高齢者が健康で安心して暮らすために役立つものであり、評価いたします。

また、引き続きヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種助成、乳がん、子宮頸がん検診、大腸がん検診の無料クーポンの継続を要望いたします。

次に、ひまわりバスについてであります。

地域交通の拡充のために1台増車する予算となっております。その運用に当たっては、ひまわりバス利用状況調査の結果を踏まえ、地域公共交通会議において審議されることとありますが、利用者の利便性を向上させるとともに、利用者数の増加を図る視点を持って路線を決定されるよう要望いたします。

次に、教育関係であります。

国の緊急雇用創出事業を活用して配置していた教員補助、特別支援教育支援員等を全額市費で配置することは、学習面や学校生活面での支援を必要とする子どもたちに対してのきめ細かな質の高い教育支援策であり、評価をいたします。

また、私立高等学校授業料補助の増大は、保護者の経済的負担の軽減を図るものとして評価いたします。

次に、特別会計ですが、国民健康保険を始めとする特別会計には、基準外での一般会計からの繰り入れが行われておりますが、安易な繰り入れをすることなく、事業会計の健全化を図るよう、またジェネリック医薬品普及に向けて差額通知がされるようになります。

また、高齢者の介護支援ボランティア事業等、増大する医療費の抑制につながるよう期待をいたします。

全体的には、経済的な面において、市民の負担軽減を中心とした予算編成となっております。昨年に引き続き、需用費、役務費などの経常経費を300万円余削減するなど、行政経費削減の努力が見られ、評価するものでありますが、今後においても、市民の負担軽減に見合う財源確保や増収策について特段の配慮をされるよう、強く要望をいたします。

また、24年度は市制40周年を迎えます。単に記念行事を実施するだけでなく、この節目をチャンスにとらえ、決意も新たに市民の目線に立った本市の発展を期待いたしまして、賛成討論といたします。

本議会を最後に、3月末に退職をされます神谷市民生活部長、加藤教育部長、三治消防長、福井行政経営部次長、原田健康福祉部次長を始め、市職員の皆様におかれましては、私は大変にお世話になりました。

長年にわたり、豊明市行政の職責を全うし、手腕を発揮され、豊明市の発展にご尽力をいただきましたことに、心より感謝と敬意を申し上げます。

今後は一市民としてだけでなく、豊明市のために今までどおり、最大の理解者としてご尽力をいただきますよう、どうか健康に留意をされますようお願いを申し上げます。

No.184 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤善人議員。

No.185 ○6番(近藤善人議員)

それでは、平成24年度、議案第40号及び2号から9号について、賛成の立場で討論をいたします。

平成24年度豊明市一般会計予算は174億3,200万円で、昨年度に比べ約6億8,800万円、4%ほどの減となりました。

昨年3月に発生した千年に一度と言われる規模の東日本大震災への復興に向けて、23年度の国家予算が重点的に傾注され、24年度もその方向でかじが切られていること。さらに、円高、デフレ、欧州の経済不安などが我が国経済に致命的な打撃を与え、経済活動

が停滞したことによる国の税収減により地方財政にも影響を与えております。

平成24年度は、予算編成過程を市民に公表することで、市民の市政への関心度が深まり、透明性、情報公開が進んだと評価しております。

歳入の増加が伸び悩む中、本市の扶助費は長引く景気の低迷による生活保護費の増、高齢化による介護予防、介護サービスにかかる費用は増加する一方です。

厳しい財政状況のもとにおいては、限られた財源を効率的に活用し、最大限の福祉サービスを提供し、地域福祉をより一層充実させていくことが求められています。

生活をしていくためには、さまざまな福祉ニーズがありますが、民間で対応できない福祉ニーズにこたえるのが行政の仕事です。住民の声に耳を傾け、住民の福祉の向上に努めていきたいと思っております。

子育て支援策の一環としましては、若い子育て世代の経済的負担を軽減するため、児童クラブの所得制限つき無料化、さらに長時間保育の無料化も実施されようとしています。

低所得層が多いであろう若い子育て世代へのきめ細やかな支援がされており、少子化の歯どめとなり、若い世代が豊明へ移り住むことを考える一因になれば幸いです。

また、教育環境においては、ハード面の耐震補強工事にもめどが付き、ソフト面の充実を進めなければなりません。小1プロブレム、中1ギャップ解消に向けた取り組みも急がなくてはなりません。

安心・安全な子どもの居場所づくりである放課後子ども教室は、24年度新たに2校設置され、集団での遊びから地域の方や異年齢の子と交流することにより、社会性やコミュニケーション能力をはぐくむ場となります。

地域とともに子どもを育てていくということで、家庭、地域、学校の連携が深まり、いじめ、不登校の減少につながるはずです。そのことから、残り6校での早急な開校が望まれるところであります。

次に、震災への支援取り組みについて要望いたします。

いまだ3,000人以上の行方不明者、30万人以上の避難生活者が、不自由な生活を強いられています。市長も施政方針で、24年度も長期にわたる人的支援を考えていると申されておりました。

今、こうして普通に生活していることが、どれほど幸せなことであるかを認識していただき、自分さえよければでなく、被災地に手を差し伸べることを忘れないでいただきたい。

こんな遠く離れた自治体が手を挙げてとも思わずに、同じ日本人として、同じ日本で起こったことのために、私たちがやれること、やれるべきことをやってほしいのです。

遠く離れた豊明でできることなど、それほどないかもしれませんが。だからこそ、できることからやっていただきたいのです。

私たちはこの3日間、真摯に審議を行ってまいりました。そして、その中で見直すべき点がまだまだ多くあり、より一層の意識改革、機構改革が必要であることがわかりました。

新しい執行機関による市役所運営を期待し、しっかりとしたビジョンのもとで、市役所の運営がなされるように改善を続けることを要望し、この予算案に賛成するものであります。以上で私の賛成討論といたします。

No.186 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.187 ○3番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、清新会を代表して議案第40号 平成24年度豊明市一般会計予算についてと、議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計予算についてから、議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算についてまで、特別会計予算について8件を賛成の立場で討論いたします。

初めに、議案第40号 平成24年度豊明市一般会計予算について。

歳入歳出歳入ともに174億3,200万円で、昨年比べ6億8,800万円の減に大きく影響したものは、歳入では、子ども手当の改正による減のほか、寄附金の減、緊急雇用創出の県支出金の減に次いで、景気低迷による市税減が上げられる。

それに対し、地方交付税の1億円増を見込んでいる中ではあるが、財政調整基金からの繰入金や市債も減額していることは、評価すべき点であると思います。

歳出については、人件費の減が目立つのは、景気低迷と行政改革が理由にありますが、この削減が市民サービスの低下につながることをないようしていただきたい。

では、当初予算の重点施策に上げられたもので市民に直結しているものについて。

初めに、広報発行事業においては、石川市長就任後に始まった市長のページは、市長を身近に思えることには評価するものの、市政の重点事業をわかりやすく、より理解をいただくためにという事業であるならば、誤解を生む内容も多く、市政と市民をつなぐ行政情報提供の最たるものであることをよく考慮し、公正な内容、表現などを精査されたい。

地域一括交付金制度について、長年の懸案であった区交付金のひずみの是正にあわせ、区・町内会役員の事務軽減を図るものである。

地域ごとに特色ある活動があり、より効果的に支援するための第一歩であると評価するが、役員交代が毎年行われる区が大半であり、特色ある活動は伝統的なものも多く、従前どおりの活動が行われる中の制度変更は、当面、事務的には軽減というより、慣れるまでは煩雑になり、地域ごとの特色を生かすまでには、まだまだ時間が必要と考える。

担当課には、制度改正だけでなく、今後も支援することを強く望むものである。

介護支援ボランティアポイント事業について、まだまだ目新しい事業で、担当課においても、机上の施策をいかに市民に普及させるかが重要である。

高齢者社会にあっては避けて通れないことであるので、この事業が成功することを切に願うもので、これも担当課のさらなる努力を望むものである。

保育園空調設備工事事業について、近年の異常気象は幼い子どもたちには過酷であり、全園に早い対処を望むものである。

つけ加えるならば、3・11以来、さらなる節電が言われる中、この際、子どもたちにはエコや節電についても教えていただきながら、猛暑の夏の体調管理をしていただきたいと願う。

任意予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成金事業については、周知に努力をいただきたい。

制度についてだけでなく、効果、必要性についてもわかりやすく、例えば老人会等に向くなどして周知をいただくよう、きめ細やかな広報をしていただくようお願いするものである。

ひまわりバス運行、バス車両等購入事業について。

路線変更が行われて以来、問題提起されることの多い事業であるが、バス車両の増車でぜひとも問題解決をしていただきたい。

市制40周年記念事業は、1年を通して予定されているが、どれも、いかに多くの市民が参加できるかに、成功するか否かがかかっている。

かわり方はさまざま、多くの市民は観客としてかわることになるだろうと考えるが、より多くの市民が参加できるよう工夫され、市制40周年事業が空転することにならないよう、さらに、市民主体、市民手づくりということを理由にせずに、当局として市民主体がより生きるよう今後も努力されたい。

リライトカード導入については、市民サービスの向上に新しく、直接利用者全般に喜ばれる事業であると評価するものである。

おおむね評価するが、今回の予算特別委員会で時間をかけ審議した児童クラブの保護者負担の軽減は、所得制限はあるものの、子育て支援世代の平均的収入からは大きく離れた収入世帯までの無料化であったこと、新しい公共の1つと言われた民間児童クラブに対し、市として配慮、対応が希薄であること等、大手を振って賛成はしかねるものの、市長のマニフェストである子育て世代の支援ということを重く受けとめ、問題提起されることがあれば、即座に解決していただくことをお願いしたい。

事業仕分けについても、市長の施策には欠かせないものであると判断するものである。卵か鶏かの話になるが、まず、市長みずからの手腕で事業仕分けを行っていただくのが先と、前回は判断するものの、事業仕分け自体に反対するものではなく、再度の事業提案であることをかんがみ、豊明市にとってより効果が出る事業になるよう願うものである。

特別会計予算については、今回は予算以外の審議で討論されることがあると考えるが、特別会計は法定繰入金をもとに繰り入れもあるが、それぞれの会計で収支をつけることであることが基本である。

市の事業は民間では収支のつかない部分を受け持つことが多いが、市として財政的にも地方行政の公平感覚からも、受益者負担について市民に理解を求め、今後も適正な事

業を進めることを願うものである。

今回の予算は、石川市長初めての予算編成で、市長マニフェストによるものが大きく反映されていることにより、市民の負託を受け市長になられた意気込みが感じられるものである。

市長の大きな行政、小さな政府を身近な目標にされていることは推測するものの、市民にどれだけ理解されるかは、今の時期にあっては判断しかねる部分もあり、議会的には混乱を招かないよう、時期尚早と判断せざるを得ないこともあることを理解いただき、市民理解に努められたい。

6万8,000余の市民に不公平感が起こることのないよう、市長方針が受け入れられるような事業展開をされることを切にお願いして、賛成といたします。

最後に、今年度をもって退職される職員の皆様におかれましては、長きにわたり市政にご尽力いただきましたことを心より感謝申し上げます、さらに第2の人生、ご活躍をお祈り申し上げます。

No.188 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.189 ○14番(山盛左千江議員)

議案第40号 一般会計予算、議案第2号から9号、特別会計予算に、全案件賛成の立場で討論をいたします。

今回の予算審査に当たり、3点について注目して予算審査を行いました。

1つは、健全な財政運営がなされているか。2点目は、市長は財源はつくるものとの考えを示されておりましたので、無駄の排除、コスト意識が図られていたかどうか。3点目は、石川市長の初予算編成でありますので、選挙のときに示されましたマニフェストがどれくらい盛り込まれているのか、この点でありました。

全体を見て、高得点とは言えないまでも、合格圏内であるという判断をいたしました。

その理由に入る前に、今回から予算の編成過程の公開が実施されました。

内容については、十分と言えるものではありませんが、これまでのブラックボックスの扉が開いたというふうに判断し、今後さらに市民参加度を上げ、透明性を高めていただけるものと期待をしております。

さて、その中で示されました11月末の予算編成過程の時点では、約6億円の財源不足が書かれておりました。

この6億円をどう詰めていくのか、それが大きな腕の見せどころとなったのでありますが、予算の精査と、偶然にも国の第3次補正により、国の耐震補強工事や防災無線が、23年度に前倒しになったことに救われた部分があり、枠の中におさめることができたのであろうというふうに思いました。

こうした苦しいやりくりの中で、市長マニフェストは 45 項目中 22 項目に取り組み、市民の負担軽減や子育て支援策として、国民健康保険税の軽減、改定介護保険料の軽減、児童クラブの一部無料化、私立高校授業料の補助など、そして、市長査定による新規増額事業としては、木造住宅の耐震改修補助、太陽光発電の補助、放射能測定器の購入が、また、市制 40 周年の事業としては約 2,000 万円もの予算が計上され、さらに、保育園のエアコンの設置、新しい公共の第一歩として区の一括交付金 500 万円上乗せもされました。

さらに、道路の補修や交通安全施設整備など、区長や市民の要望にこたえるよう 220 万円ほどではありますが、上乗せもされました。

かといって、従前の事業が廃止されたものはなく、現行どおりとのことでした。財政を始め各課の創意と工夫により、この予算をなし得たものと、その努力を評価しておきます。

前市長のときには、「乾いたぞうきを絞り切った」と、こういった表現をされた記憶がございます。それを思うと、市長がかわると、このように変わってくるのだなという経験を私もさせていただきました。

財源につきましては、赤字補てんであります臨時財政対策債の起債額は、前年度よりも 5,000 万円抑えられ、基金からの繰り入れにつきましても 6,200 万円少なくなりました。

すなわち、借金や基金の取り崩しに依存しない財政運営へと、少しではありますが、かじが切られたのであろうという、その方向性を私は見ることができました。

マニフェスト実現のために財源を生み出す、しかし将来負担は許さない。その強い意志と確かな目標を持つことで、甘えや前例踏襲が解消されるのだと思います。

しかし、まだまだ無駄も甘さもあります。予算審査の中で幾つも指摘をいたしました。

例えば、臨時職員の配置の人数の問題、施設の管理委託業務など、人員のダブリはないか。そうしたことについても指摘させていただきました。事務量、作業量と人員数が必ずしも適正とは言えない部分があったと思います。

現状を確認し、今予算の中で改善を求めておきます。

委託契約につきましても、仕様の見直し、入札のあり方など再点検が必要です。委託や備品の購入などにおいても漫然と行わず、競争性を高めるための工夫を今予算の執行から必ず行うこと。

特に、委託業務をたくさん抱えている土木、都市計画につきましては、指名業者の選定の時点から見直していただきたいと思います。

補助金につきましては、議会でも多くの議員が質問しておりましたが、新しい公共を進めるために、予算のゼロベース査定やNPO等への支援の基準づくりに着手し、市民自治の確立を目指していただきますようお願いをしておきます。

市民の期待の高い事業仕分け、リベンジとなりました。このままでありますと、予算が可決され、いよいよ実施される見込みとなってまいりました。

今回は、市民の参加度を大きく上げ、事業の選定にも市民の意見が入ってまいります。

また、市民判定人にも時間に応じて発言を求めるような答弁もございました。議会とのいろいろなやりとりの中で少しずつ政策が前に進む、これこそ二元代表制のだいご味であろうと考えております。民間のスピード感、そのことを行政は常に頭に置いていただきたいと思います。

改革のスピードを鈍らせることなく、自治体間競争に勝ち残れるような強さを身につけていかなければなりません。平成24年度の努力なしに、25年のマニフェスト実現はありません。

人件費の削減に頼る財源確保ではなく、徹底的な無駄排除、そして、人口増や活性化により、お金を生み出すことを優先していただきたいと考えます。

市長の強いリーダーシップに、職員の皆さんは大変ご苦労されているように見受けられます。ここは腹をくくっていただいて、とにかくやり遂げる。その強い意志で乗り越えていただきたいと思います。

私が予算の一般会計に賛成討論をするということは、今回が初めてであります。内容全般について、一番最初に申し上げましたとおり、何とか合格点が出せるかなというところでもございました。今後の努力をさらに求めて討論を終わります。

No.190 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

初めに、議案第40号について採決を行います。

議案第40号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.191 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.192 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.193 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決を行います。

議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.194 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決を行います。

議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.195 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号について採決を行います。

議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.196 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号について採決を行います。

議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.197 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号について採決を行います。

議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.198 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号について採決を行います。

議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.199 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.200 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ここで、10分間休憩といたします。

午後4時23分休憩

午後4時34分再開

No.201 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第12号から議案第39号までの28議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに一色美智子総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.202 ○総務委員長(一色美智子議員)

議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告をいたします。

本委員会につきましては、3月12日、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、議案第14号は否決すべきものと決し、議案第16号、第18号、第19号、第20号、第22号、第29号、第30号及び第33号のうち本委員会所管部分と第36号の各議案は、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第17号につきましては修正可決されましたので、ご報告いたします。

なお、本委員会につきましては、長時間慎重に審査されておりますが、質疑及び答弁が重複する部分がありましたので、ここでは簡潔に答弁のみをご報告することといたしますので、ご了承していただきますようお願いをいたします。

以下、議案に従って審査結果を申し上げます。

初めに、議案第14号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、発案者は市長です。何をどう変えるか、新しい公共を創造していく、地域コミュニティ、市民協働、市民目線、地域主権、市民本位を執行していく。

委員構成は8人。そのうち4人が学識経験者、残り半分は一般公募です。

1月中旬過ぎに、内部でどのように行っていくか、話し合いをしました。

行政改革審議会は、簡素で効率的な行政のための諮問をいたします。新しい政策提案がフロンティア会議であります。経営戦略会議はこれらの意見を踏まえ、どれを選択していくか審議いたします。

第4次総合計画は27年度までとなっており、協働で創るしあわせ社会の中で考えていきます。

タウンミーティングとフロンティア会議の違いは、調査をしたり、内部の課題など、たくさん提案していただいて、政策から運営の提言をいただく。決定については、幹部会や経営戦略会議に諮って決めます。

市長に就任以来、検討をしてきました。今後は専門官が必要と考え、部局のほうで何度も詰めた。幹部会では理解をいただいた。さらに、今後はあらゆる部局に専門のアドバイザーをつけていく。提言や研究をいただく附属機関の必要性がある。

豊明を変えるということは、しがらみ、なれ合い、無駄を絶つ、入札改革、問題や課題があれば変える、総合的なスローガンで掲げた豊明を変えるということです。

5月1日から募集し、6月から3月まで月平均2回開催する予定です。

委員が余り多いとまとまりがつかないため、8人ですと、提案から結論までスムーズに行くと思います。

会議前に、各委員の中で調査研究をした内容を議題として議論をしていきたいと考えています。

第4次総合計画の理念、協働で創るしあわせ社会の中で、手厚い行政サービス、社会保障費、事業に悪影響があるかないか、何が必要で何が必要でないのかの提案をしています。

個々で持ち寄った案を会議で語り、提言すべきと決まったものを提言していきます。

議会には決定権があるが、フロンティア会議には決定権はなく、意見をいただくだけで、議員さんとは大きな違いがあります。

秘書政策課を通して情報の公開請求をしてもらい、資料は秘書政策課から出します。

公的機関にするか、私的機関にするか、検討をしてくまして、判断が結果として遅れました等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、条例設置を幹部会1回で決めたことや、委員8人の根拠が全体的に理解しがたい答弁であったので反対とする。もっと研究が必要である。

反対とする。公的設置をしなければならないことに疑問。議員は将来の方向性、内容について日々励んでいる。わざわざ設置しなければならない理由はない。決定も幹部会1回だけで経過が貧弱である。

質疑で明らかになった準備不足も甚だしい。私的か公的かぎりぎりまで迷った結果が切り貼りの予算書、思いつきで条例を出されれば市民が迷惑である。総合計画でよりよいものをつくっていくということで反対とする。

賛成とする。豊明市の将来のためにプラスになるならば、だれの提案であってもよい。そういう人たちの善意、そういう人たちの気持ちを議会で受けとめられないのか、大変残念である。

以上で討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、賛成少数により議案第14号は否決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、県内の順位は、議長が27位から29位、副議長が27位から27位で同じです。議員は26位から25位になります。

37市中23市が議会に上程しています。11市が据え置きです。豊明市より多く削減しているのは、江南市4.9%、北名古屋市2.9%です。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、報酬審議会だけでなく、議会内でも議論すべきであると提案したことがあった。議論はできなかったが、これでよいと受けとめて賛成とする。

以上で討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 17 号は、先に否決されました議案第 14 号と関連がありますので、最後に議題として行うこととし、議案第 18 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、県内の順位は、市長は 19 位から 22 位、副市長は 24 位から 25 位になります。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、人事院勧告は 1.2%程度であるので、市当局はしっかり受けとめて賛成とする。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第 18 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 19 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はともになく、採決の結果、議案第 19 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 20 号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者より説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、均等割の 500 円加算分については、1 年 1,695 万円で、10 年間は 1 億 6,950 万円です。使い道については、まだ未定です。

県も同じく 500 円加算。国は交付税の基準財政収入額に反映します。均等割だけの人数はわかりませんが、3 万 3,900 人で積算しました。

たばこ税は 644 円増額で 4,770 万円の増となります。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の主な内容は、復興のための財源として個人市民税の均等割を 500 円上げたということだが、所得税が払えないところに負担を求めたものであり、反対とする。

豊明市のために 1,695 万円を準備しておき、少しでも蓄えられるものは蓄える。半田方式であれば均等割も少し安くなっていきます。500 円は法律であり、取らなければいけないので賛成とする等の討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第 20 号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はともになく、採決の結果、議案第 22 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 29 号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、7月9日の施行日からカタカナ登録することはできます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第30号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 平成23年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、庁舎の窓口案内業務は、受付業務を2名から1名体制に変更し、仕様の見直し後の金額は40万5,000円に減額しました。

当初予算の積算では、窓口案内の女性が2名体制でしたが、自動音声応答装置を導入して1名体制にしました。

放置自転車撤去処分業務は、4月、7月、10月、1月の4回撤去処分を行ったが、台数が減ったためです。

臨時財政対策債は当初予算に組み込まれていますが、今後、医療費等の歳出増も見込まれることもあり得るので、歳入の確保も必要です。執行残は財政調整基金積立金に計上しています等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、執行残がほとんどで、庁舎の窓口案内業務を2名から1名に変更して努力しているところもあり、財政運営上借金を減らせないが、難しいということで理解いたしますので、賛成とします。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第33号のうち本委員会所管部分は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 平成23年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について

を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、市場価格で売却をしています。最低売却価格も設けてあり、最低売却価格は不動産鑑定や市有財産評価審議会に諮っております。購入時とは1,100万円の格差があります。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、購入時と今回の契約と 1,100 万円の差額がある。せっかく買ったものなので、有効に活用するよう要望して賛成とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 36 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、否決されました議案第 14 号と関連がありました、議案第 17 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

ここで、議案第 17 号に対する修正案が提出されましたので、議題といたしました。

修正案の提案者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対し、結果的に 7,200 円と 5,000 円の金額の問題も含みますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論は修正案を含めて行いました。

討論の内容は、フロンティア会議設置条例の制定に賛成の立場をとっているもので、賛成とする。豊明市のために力になっていただけたところでありました。大切な条例で残念でなりません。

討論を終結し採決に入りました。

初めに、議案第 17 号に対する修正案を採決した結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

続いて、修正可決した部分を除くその他の部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で可決されました修正案は、審査報告書に添付しておりますので、ご参照願います。

以上で総務委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についての報告を終わります。

No.203 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男福祉文教委員長、登壇にてお願いします。

No.204 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

お許しをいただきましたので、福祉文教委員会にかかわる議案の審査結果についてご報告をいたします。

もう一度、言い直します。ごめんなさい。

福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてのご報告をいたします。

去る平成 24 年 3 月 13 日午前 10 時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

国保税の県内の順位は、均等割で 37 市中 35 番目です。

国保への一般からの繰入金は、20 年度が 3 億 5,000 万円、21 年度が 3 億 2,000 万円、22 年度が 5 億 1,000 万円です。

医療給付費の推移と今後の見通しは、20 年度は 40 億円、21 年度は 43 億円、22 年度が 45 億円です。

限度額で 2,000 万円の増、軽減で 2,400 万円の減、均等割で 3,000 万円の減です。ただし、軽減につきましては、2,400 万円の 4 分の 3 を県の補助がありますので、1,600 万円の削減になります。

繰入金のうち法定分の過去の金額は、21 年度は 2 億 1,000 万円、22 年度は 2 億 1,500 万円です。

協会健保との違いは、国保には高齢者や低所得者の加入が多く、医療費も倍以上の差があります。協会健保のほうは働いており、病院にもかかっていない上に給料も多いため、保険料も多く入ることになります。このため、どうしても国保税が高くなり、差が出るものです。

国保運営協議会での会議では 6 項目の質疑がありました。軽減の拡大で必要となる財源はとの問いに対しては、無駄を省く、人件費の削減などの対応をしますと答弁しました。

2 点目として、繰入金の 23 年度の見込みはとの問いに、22 年度と同様に見込んでいますと答弁しました。

次に 3 点目として、応益割は 50% が基準となっている中で、35% のまま軽減を拡大することは財政的に大丈夫かとの問いに対して、軽減拡大分は県の交付金が 4 分の 3 であり、大丈夫でありますと答弁しました。

4 点目は、限度額が 8 万円増額するが、その影響額はとの問いに対して、2,000 万円を見込んでおりますと答弁しました。

5 点目は、7・5・2 割軽減は、どのくらいの収入になると割引になるのかとの問いに対して、7 割引きでは所得 33 万円以下で、給与収入では 98 万円以下。5 割引きでは、33 万円に世帯主を除いた加入者に 24.5 万円を掛けた金額。2 割引きのほうは、33 万円に加入者

全員の人数に 35 万円を掛けた額を足した金額になりますと答弁しました。

6 点目としては、10%の軽減については、市長室だよりとか議会の話で出ていたが、それより以前に運営協議会で協議すべきではないかとの問いに、このたび内容と金額の案ができましたので、運営協議会を開催しましたと答弁しました。

後期高齢者と国保が 25 年度に統合される見込みです。また、国保の広域化は 30 年度を予定しておりますが、具体的な話ではありませんなどの答弁がありました。

休憩中に議案第 21 号に対する修正案が提出されましたので、議題といたしました。

提案者の説明の後、質疑に入りました。

提案者の補足説明として、第 5 条、第 7 条の 2、第 9 条の 2 の改正規定の修正につきましては、修正案の均等割額の減額に関する改正規定を削るものとありました。

当局からの補足説明として、予算の概算ですが、均等割の 3,000 万円の影響については、1,800 円をもとに戻すことで 1,000 万円以内の影響が出ると思いますとありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、原案に賛成、修正案に反対する。国保以外は所得によって保険料が決まる。応能割、応益割では、家族が多いと保険税は高額になる。均等割の 1,800 円の減には意味がある。

修正案に賛成、原案に反対する。均等割の減額によって、将来的に大きな金額を市は負担することにつながる。

原案に賛成、修正案に反対する。修正の効果額など、低所得者の保険税を軽減する目的の趣旨をどのようにするのかの議論がない。修正案は準備不足であり賛成できない。

討論を終結し採決に入りました。

初めに、議案第 21 号に対する修正案は、採決の結果、可否同数となりました。よって、豊明市議会委員会条例第 16 条の規定により、委員長裁決を行い、修正案を否決と裁決しました。

続いて、原案全体について採決を行いました。

採決の結果、議案第 21 号については可否同数となりました。よって、豊明市議会委員会条例第 16 条の規定により、委員長裁決を行い、議案第 21 号について原案のとおり可決すべきものと裁決しました。

続いて、議案第 23 号 豊明市立公民館条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 23 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 24 号 豊明市立図書館条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 24 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 25 号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 25 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 26 号 豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 26 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号 豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 27 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 28 号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は次のとおりです。

負担の増える割合と人数は、9段階から 11 段階については 3.3%です。

9段階が 258 人、10 段階が 94 人、11 段階が 160 人です。

県からの情報では、県下平均は 4,700 円くらいと思われます。

基準額で 5,014 円と見込んでおります。

4期は 3,845 円、5期は 4,529 円で、基準額は値上げであります。市長は低所得者に手厚くと申しておりますので、1段階から3段階を値下げするものであります。

給付費の予測は、24 年度は 30 億円、25 年度は 32 億 5,000 万円、26 年度は 35 億 1,000 万円程度と見込んでおります。

質疑を終結し討論に入りました。

介護保険計画で出されているものに基づく保険料の改定なので賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 28 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 32 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 32 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第 6 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は次のとおりです。

予防接種につきましては、次世代育成支援対策による保健師の person 費、講師の謝礼などが減額となり、振りかえをしたものです。

体育館施設維持管理事業の光熱水費の減は、主に夏の節電によるもので、運転時間を短縮するなど節電したものです。

民間保育所補助の減は、むつみ保育園、からたけ保育園、マミーナ保育園に対するものです。person 費、長時間保育や乳児保育に対する費用を委託料として、それぞれの保育単価で支払っている。person 費は委託料を超えた分に対して補助金を支払うものです。23 年度は委託料で支払ったもので賄えました。むつみ保育園で 1,000 万円、マミーナ保育園で 700 万円の person 費が減少しました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 33 号のうち本委員会所管部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 34 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 34 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 39 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子建設消防委員長、登壇にて報告願います。

No.206 ○建設消防委員長(近藤郁子議員)

議長のご指名により、建設消防委員会に付託されました議案について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

去る平成24年3月14日午前10時より、全建設消防委員と市長並びに関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、そのうち議案第15号につきましては、附帯決議を付すことに決しましたことを、あわせてご報告申し上げます。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第12号 市道の路線廃止についてと議案第13号 市道の路線認定についてを一括議題とし、一括して理事者の説明の後、質疑に入りました。

答弁の内容は、路線番号1662の道路は、砂利道で、でこぼこについては碎石等で補修し、勅使水辺公園整備の完了後、名古屋市と協議し、舗装整備をしていきたい。また、路線番号1226の路線については、勅使苑から春木沓掛線の間で道路拡幅の準備を進めています。

質疑を終結し議案ごとに討論に入りました。

初めに、議案第12号について、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第12号 市道の路線廃止については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号について討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第13号 市道の路線認定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な答弁の内容は、区域外流入の対象は工場は含まず、道路に面している宅地で、一宅地おいたところは対象としていません。

対象戸建て住宅は169戸で、集合住宅は7カ所で251世帯です。

町別の内訳は、沓掛町17軒、阿野町50軒、新田町22軒、栄町55軒、間米町15軒、前後町10軒です。

今後、広報、ホームページで周知していきます。

区域外流入の分担金は、県内15市5町1村の調査結果で、一番高いところが稲沢市の

50万2,600円、一番安いのが西尾市の9万7,616円で、平均が24万8,470円です。

分担金の設定は、県下の状況を調べ算定基準をつくりました。

平米当たり370円で、一宅地の基準のおおむね200平米に掛けると、7万4,000円になります。都市計画税の負担等を考慮して、10万円を上乗せしていますが、都市計画税がネックです。

ほかに、本管から公共枡までの分も負担することになります。

市街化編入や不公平感などの問題、公共下水道と農村集落家庭排水施設の一本化や税率の見直しも含め、整合性を図ることも視野に入れて検討していきたいが、少し待ってほしい。

検討委員会からの提言で進めており、新たに建設費を投入せずに生活環境が改善される。調整区域を整備すれば問題もないが、費用など困難。

市街化区域への編入は可能だが、区域区分で別に検討していくことになる。

都市計画税は雨水管や道路の整備や維持管理、インフラ整備に係る市債の償還にも充てている。都市計画税の税率の議論を今後は検討していく。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、下水道事業の健全化推進のためにも接続は必要。分担金については、調整区域内の整備をするときに公平性を重視して見直すことを要望して賛成討論とする。

既に公共下水道の本管が入っており、接続することは環境面を考えるといいことで、賛成討論とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

その後、議案第15号に対して附帯決議案が提出され、提出者より趣旨説明の後、附帯決議案に対する質疑に入りました。

主な答弁は、公共下水道のあり方、分担金、都市計画税及び平成28年度に迎える市債の償還ピークについては、当局の答弁のとおり、今後検討していくということです。

附帯決議案は決定ではなく、当局に対するお願いである。

当局の答弁は、15市5町1村に区域外流入の件で聞き取りはしたが、都市計画税のことまでは問いかけをしておらず、相手方からありません。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、附帯決議案に賛成。都市計画税は目的税で、主に道路や下水のために賦課している。市街化区域の整備も一定程度終わっている状況で、今一番大きいのは下水の面整備に係る市債の償還で、下水道整備のために徴収しているものではない。今後、調整区域の方が接続しても、都市計画税を払うことはなく、不公平感がある。本来であれば、市街化区域に編入すべき。日進市は人口急増しているときに税率を下げて

いる。他市との比較は単純にはできないが、絶対に進めていきたいので賛成とする。

反対の討論とする。市債償還のピーク前に都市計画税の税率の引き下げは問題。また、ピークを過ぎても整備など財源は必要。整備の進め方や市街化区域への編入も、農排との一本化のときに検討していくことである。今はまだ早く、反対とする。

反対の討論とする。農排との一本化のときに見直ししていくという市長発言もあり、検討していくことが必要。それよりも市街化区域の編入を先に検討していくべきであり、率の引き下げを求めることには反対。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 15 号に対して附帯決議を付すことは、賛成多数により可決すべきものと決しました。

なお、附帯決議案は審査報告書に添付してありますので、ご参照ください。

次に、議案第 31 号 愛知中部水道企業団規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な答弁の内容は、企業団に支払う負担金は現状のままです。

2回目の請求後、未納であれば、3回目に停止予告など実施しますが、給水停止も若干はあります。しかし、大半はその前に使用料を払われます。

3回目の催告で水をとめたのは、約 30 件ほどです。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 31 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な答弁の内容は、木造住宅耐震診断委託料の減については、3・11 以後、右肩上がりでしたが、その後、少し伸び率が下がってきました。周知については、ローラー作戦を地元の役員の方と一緒にPRに努めました。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金については、耐震診断後、数値を把握して、改修費用が高いこともあってか、最終的に 74 件になりました。

資源ごみ回収委託料と生ごみ減量推進事業委託料は、随意契約した後の入札残です。

また、資源ごみ回収委託料の入札残は、経費を精査したことによります。

街路事業の樹木剪定・草刈委託料の 70 万円の減は、現地を確認し、草刈り2回の予定を1回でもいいと判断したためです。

大原公園整備事業は、今回の補正減により公園整備が遅れることはなく、計画どおり平成 24 年度で完成する予定です。

病院研修等委託料の減の理由は、国の通達による変更。時間短縮により、1人分の研修費用が3万 1,500 円になり、15 人分を減額しました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 33 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

答弁の内容は、一般管理事務事業で消費税及び地方消費税の減は、確定申告により納税額が減額となったことによります。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 35 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 37 号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 38 号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な答弁の内容は、使用料の減は、市内の4カ所の駐車場のうち、前後の駅南の地下駐車場で長時間の利用台数が減ったためです。逆に、豊明駅南の駐車場は、270 万円の予定が 350 万円になりました。

駐車場のPRは、年1回の新聞掲載と、地下駐車場についてはチラシを配布。そのほか広報やホームページにも掲載しています。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、さらなる利用率の向上や啓発活動に努め、収入増へつなげることや、民間駐車場との兼ね合い、経営のあり方など、検討していただくことを要望し、賛成討論とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 38 号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設消防委員会に付託されました議案8件の審査の内容と結果について報告を終わります。

No.207 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

ここで、議案第 21 号について、お手元に配付をいたしましたとおり、修正議案第 1 号が提出されましたので、会議規則第 40 条の規定により、提出者を代表して、川上 裕議員より提案理由の説明を願います。

川上 裕議員、登壇にて説明願います。

No.208 ○1番(川上 裕議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、修正議案第 1 号について説明させていただきます。

議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について。

地方自治法第 115 条の 2 及び豊明市議会会議規則第 17 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

この案を提出するのは、国民健康保険特別会計の健全性を確保するために、修正する必要があるからであります。

議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第 5 条の改正規定、第 7 条の 2 の改正規定及び第 9 条の 2 の改正規定を削る。

第 23 条の改正規定中、これは均等割、7 割、5 割、2 割となっておりますが、「1 万 150 円」を「1 万 1,060 円」に、「2,590 円」を「2,800 円」に、「3,640 円」を「3,780 円」に、5 割分の「7,250 円」を「7,900 円」に、「1,850 円」を「2,000 円」に、「2,600 円」を「2,700 円」に、2 割新規分の「2,900 円」を「3,160 円」に、「740 円」を「800 円」に、「1,040 円」を「1,080 円」に改めるという内容でございます。

そして、説明理由の補足としまして、皆様もご存じのように国民健康保険は、サラリーマンの方たちが加入する健康保険に比べ、高齢者を多く抱えており、さらに保険税の負担能力の低い方が多いことから、財政上、ぜい弱という構造を抱えており、問題であるかと思っております。

豊明市の国民健康保険においても、財政的に厳しい状況にあり、平成 22 年度決算によ

ると、一般会計からの繰出金は7億円近くであり、今後についても医療費は増加することは明らかであります。一般会計の負担は増大することが予測されます。

今回、マニフェスト実現のために、国保税の軽減割合を6・4制から7・5・2制に拡大することと、均等割を1,800円減額するというので、応益割の10%削減を達成することができるとしています。

この7・5・2への軽減割合の拡大は、県内のほとんどの市が採用されており、しかも県からも4分の3が補てんされるので、本市もこれは提案どおり実施すべきだと判断いたします。

しかし、均等割の1,800円の減額のほうは、現在でも県下37市で下から3番目という最低レベルの位置にある中で、さらに引き下げということは、一般会計からの繰出金がさらに増加することになります。

そのことは、市長は市民の負担を軽減すると言われていますが、逆に将来、市民の負担を増やしていく結果となっていくことになります。

1,800円の均等割の軽減をすることにより、約3,000万円の国保税が減収となります。

このことは、経常的に赤字である国民健康保険特別会計を、今後も維持していくために重要な財源である国保税を下げることは、健全性を損なうものと理解しています。このことは、市民の皆様にも十分ご理解いただけたと思います。

したがって、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、均等割額の減額を除く修正案を提出させていただきます。

以上で終わります。

No.209 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

これにて、修正議案の説明を終わります。

これより、各委員長の報告及び修正議案第1号に対して一括して質疑に入ります。

なお、修正議案につきましては、会議規則第41条の規定により、提出者及び説明のための出席者に対しても質疑をすることができますので、念のために申し上げます。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人議員。

No.210 ○6番(近藤善人議員)

今の議案第21号 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について質問いたします。

均等割をなくすことで、上限引き上げを受ける対象者は、何人ぐらい増えることを見込んでいますか、お願いします。

No.211 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.212 ○1番(川上 裕議員)

すみません、もう一度、お願いします。

No.213 ○議長(平野敬祐議員)

均等割の1,800円をなしにすることによって、何人ぐらいに影響が出るかと。

川上 裕議員。

No.214 ○1番(川上 裕議員)

その人数ですか。

人数は、ちょっと把握しておりません。

No.215 ○議長(平野敬祐議員)

議員の皆さんに異論がなければ、もう一度、1回目の質問ということでやっていただきます。

近藤善人議員。

No.216 ○6番(近藤善人議員)

均等割をなくすことで、上限の引き上げを受ける対象者は何人ぐらい増えることを見込んでいますか。

No.217 ○議長(平野敬祐議員)

答弁できますか。

これは、当局でないと把握できませんかね。

川上 裕議員、答弁できますか。

川上 裕議員。

No.218 ○1番(川上 裕議員)

数字をちょっとつかめておりませんので、答えることができません。

No.219 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
ほかに質疑のある方は挙手を願います。
近藤善人議員。

No.220 ○6番(近藤善人議員)

では、積算根拠もなく出されたということによろしいでしょうか。

No.221 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
川上 裕議員。

No.222 ○1番(川上 裕議員)

積算根拠等で今回の修正案を出したわけではなくて、これからの豊明市の財政をどうするかということを基本に出しておりますので、その件についてはお答えすることがちょっとできません。
以上です。

No.223 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
ほかに質疑のある方は挙手を願います。
近藤恵子議員。

No.224 ○13番(近藤恵子議員)

提案理由の中に、国民健康保険特別会計の健全性を確保するためとあり、3,000万円の市の負担が減るといわれていました。
これは委員会でも言われたと思うんですけども、そのほかに軽減割合を変えることによっても、さらに財政的な数字が動くと思いますけれども、その辺について回答をお願いします。

No.225 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
川上 裕議員。

No.226 ○1番(川上 裕議員)

ちょっとわかりづらいんですけども、おおよそ3,000万円ということによろしいんじゃないですか。

No.227 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.228 ○13番(近藤恵子議員)

均等割が各世帯、例えば3人家族がいれば1,800円が変わって、5,400円が変わってきます。

そのときに、7・5・2の軽減割合のときと6・4の軽減割合のときと変わってくるものですか、その辺の財政上の今後変わる数字について把握されていますか。

No.229 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.230 ○1番(川上 裕議員)

その件については把握はしておりませんが、このことだろうと思うんですが、改正案では7割軽減の医療分について1万4,500円掛ける7割で1万150円、修正案ではもとの数字の1万5,800円掛ける7割の1万1,060円のこと、その軽減額が増額されるというようなことであると理解しますが、よろしいですか。

No.231 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

山盛左千江議員。

(後でいいですの声あり)

No.232 ○議長(平野敬祐議員)

指名しましたので。

No.233 ○14番(山盛左千江議員)

共済保険とか社保とか、そういったところに参加している方と、国保に参加していらっしゃる方と、どちらが低所得者だというふうに認識していらっしゃいますか、お願いいたします。

それから、保険料のうち国民健康保険…。

(発言する者あり)

No.234 ○14番(山盛左千江議員)

いえ、私の質問ですので、静かにしてください。

保険料のうち均等割は、国保特有のものであります。所得額の高い低いに関係なく、均等割は納めなければならないという制度になっておりますし、家族の人数が多いほど、その負担が重くなるということをご承知のことと思います。

こうした社保との制度の格差による是正が必要ないということなんでしょうか、ご答弁をください。

均等割を廃止する改正案を修正するということは、そういうことにつながりますので、ご答弁をお願いいたします。

それからもう一つ、今議会中、予算委員会ですが、延長保育料の所得制限なしの無料化を要望されております。延長保育の無料化のその対象になる人の中には、正社員の共働きの場合、所得が800万円を超える世帯があるということは、皆さんご承知のとおりであります。

高所得者の無料化を求めながら、低所得者が多いとされている国保の均等割の軽減を削ることについての整合性についても、答弁を求めます。

No.235 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.236 ○1番(川上 裕議員)

大先輩の山盛議員から質問をされるのは大変光栄でございますけれども、私ではちょっと質問にお答えすることができませんので、よろしく申し上げます。

No.237 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかにございますか。

(答弁じゃないです、何か答弁しなさいの声あり)

(議長の声あり)

No.238 ○議長(平野敬祐議員)

伊藤 清議員。

No.239 ○17番(伊藤 清議員)

社会保険、共済、国保、いろいろ医療制度はありますけれども、その加入者によって所得の高い低いということは、一概にはとても申し上げることはできません。

社会保険との関連性を考えて今回提案をしているわけではなく、あくまでも、もう既に赤字の国保財政、法定繰り入れ分を除きまして5億円もの赤字が現実にあると。5億円もの赤字がある中で、さらに引き下げるということは、赤字の拡大につながる。そのことについて問題があるろうということでもあります。

それから、保育料の件について、ここでお答えするのはどうかと思いますが、保育料につきましては、年収 300 万円程度の人でも月に2万円程度の負担があると。もともと負担が高いと、高額な負担をしているということにかんがみての所得制限なしということでもあります。

No.240 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

藤江真理子議員。

No.241 ○4番(藤江真理子議員)

先ほど、川上議員の説明を聞いていまして、均等割を削ることによって、予算がまた変わって…。

No.242 ○議長(平野敬祐議員)

藤江真理子議員、マイクを使ってください。

No.243 ○4番(藤江真理子議員)

先ほどの提案者の説明を聞いていまして、均等割 1,800 円、これを削ることになりますと、予算がまた変わってくるかと思えます。

先ほど、予算の議案第2号のところ、国民健康保険特別会計予算のところでは、何も一言も触れられませんでした。このように一度、予算がまた大きく変わりかねない、こういったことについては、どのように考えていらっしゃいますか。

No.244 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.245 ○1番(川上 裕議員)

全然、先ほどはその予算の件について、私は話はしておりませんが、結局、予算は上げていても、使わなければいいということでは、そういう言葉で言うといけません、結果的に使わないで済んでしまうという執行残ですか、そういう言葉になるかと思えます。以上です。

No.246 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

早川直彦議員。

No.247 ○5番(早川直彦議員)

均等割のことを聞かせてください。提案者の意見を聞かせてください。

均等割をすることによって、家族の多い子育て世帯には有効な施策だと感じます。その辺に関してはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

No.248 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.249 ○1番(川上 裕議員)

再度、お聞きします。

均等割で何すると、もう一遍、言っていただけますか。

(発言する者あり)

No.250 ○議長(平野敬祐議員)

もう一回、いいですか。

早川直彦議員、ゆっくりもう一度、お願いします。

No.251 ○5番(早川直彦議員)

じゃ、ゆっくり説明します。

均等割の1,800円を実施することによって、家族の多い子育て世代にとって、有効な施策と考えるんですが、子育て支援の観点からどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

No.252 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.253 ○1番(川上 裕議員)

直接、関係あるとは思いませんけれども、子育て支援ということで、低所得者のところには関係するかと思います。

以上です。

No.254 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかにございますか。

早川直彦議員。

No.255 ○5番(早川直彦議員)

生活、要するに所得の少ない方で家族の多い方にとっては、この均等割も十分効果があると思います。

国保税を払える状況をつくるのが、そのためにも均等割は必要だと思うのですが、減額することのメリットは、その辺は考えてなかったのでしょうか、お聞かせください。

No.256 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

川上 裕議員。

No.257 ○1番(川上 裕議員)

同期で入った1年生の皆さんから集中攻撃を受けて大変。これから何年も一緒にやっていくことになるかと思えますけれども、何ていったらいいんですか、そんなことを言ったら質問を忘れてしまった。

家族の多いところにどれだけ関係するかということですよ。それは、今回のこの目的と、その内容が違うと思います。

そこを、しっかりしておいてほしいと思います。

以上です。

No.258 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかにございますか。

山盛左千江議員。

No.259 ○14番(山盛左千江議員)

この国保税の一部改正案、均等割と7・5・2をやるのは、低所得者に少しでも負担を軽減するという、そういう目的があるわけです。

そういう目的の条例に対するあなたたちの修正案なわけですから、もともとは低所得者の人の負担軽減が目的なんですよ。そうですね。

で、低所得者に今、均等割がなくなると関係すると、そのように答弁されたわけですよ、均等割がなくなるとね。

であるならば、このもともとの改正案の目的と、全く異質な感じになるんじゃないですか。

それからもう一つ、ということは、その制度上の格差が今存在しているわけですね、低所得の人に影響が出るということで。

均等割の軽減をやめてしまうと影響が出ることを承知していても、財政が幾ら健全化になるのかもわからないけれども、健全化になるだろうと、予算のほうも、もうそのまま可決しながら、とりあえずこれを出してしまわれたと、そういうふうにしかならないわけですよ。

幾ら財政健全化に寄与するのか、それから、結局は低所得者の福祉の切り捨てにつながってしまうんじゃないか、その点についての考え、答弁を再度求めたいと思います。

No.260 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.261 ○17番(伊藤 清議員)

均等割の一律減税ということに関しましては、所得の多い方も、所得の少ない方も一律ということについて、まず疑義があるということが、私たちのまず第一の見解であります。

低所得の方には、負担割合の拡大ということで対応しているということでもあります。

最大の目的は、先ほども申し上げました、既に法定繰り入れを除いても5億円もの赤字を抱えている国保財政、そうした中でさらなる減税ということについては、とても、その他公務員、サラリーマン、その家族、そして後期高齢者医療制度の加入者の方のご理解はいただけないと。

軽減、軽減とおっしゃいますけれども、軽減ということは、国保の加入者にとってみては軽減でありますけれども、その他の今申し上げましたサラリーマン、その家族、5万人の市民にとりましては、負担の増ということになるわけであります。

低所得者の負担軽減ということについては、十分に対応しているということでもあります。

No.262 ○議長(平野敬祐議員)

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

No.263 ○議長(平野敬祐議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 12 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 12 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.264 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 13 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.265 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 14 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、藤江真理子議員。

No.266 ○4番(藤江真理子議員)

議案第 14 号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

住民満足度の高い市政運営を推進するため、開拓精神を持って先進的かつ有効な施策を展開するための「豊明を変える」フロンティア会議、これは市民からの公募を含む専門性を持った委員8人が、市の将来の方向性に関すること、新規政策に関すること、その他市長の特命に関することを、月2回集まって検討する会議であると、先の委員会で説明がありました。

フロンティア会議で検討し出された提言は、幹部会や経営戦略会議にかけられ、市長が判断し新しい施策となれば、議案として最終的には議会で諮られるという流れになるとの

説明でした。

このフロンティア会議は、委員みずからが調査して提言してくるものであり、行政目線ではないところからの発想でスタートするという点が、ほかの審議会とは大きく異なります。

国や県に大きく依存してきた時代から、これからは地域主権、つまり各自治体の力量が問われる時代になってきます。

社会の動きに即した行政施策、また、時代の先を読みながら、6万8,000人の豊明市民の福祉の向上を進めていく施策をタイムリーに打ち出していくことが、今以上に求められています。

行政がその力をさらにつけていくための手段の1つとして、このフロンティア会議を位置づけ、民間等で培った専門性や人脈、また、行政内では思いつかない新しい感性を生かす機能が発揮されるので、市民も大いに期待できます。

また、この会議が公的なものとなれば、会議の開催を広く市民にお知らせすることが広報などでもでき、会議の内容も公に記録され、傍聴などオープンな場で行われることは、市民にとっても市政にとってもプラスになります。

先の委員会では残念ながら、この議案は否決となりましたが、行政は市民の皆さんとともに今以上に政策立案の力をつけていくこと。議員も市民の声を吸い上げ、調査研究を通じてさらに力量をつけ、二元代表制である市長と議会が切磋琢磨していくためにも、フロンティア会議は必要と考えます。

以上の理由から、「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定についての、賛成の立場での討論を終わります。

No.267 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.268 ○20番(前山美恵子議員)

議案第14号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例について、反対の討論をいたします。

当局から示された内容については、必要がないことから設置には反対であります。

もちろん、私的な会議は旺盛に行っていただきたいと思います。

まず、議案に提案されるまで、内部での審議が十分されておらず、幹部会に1回報告されただけであり、経営戦略会議にも諮られておりません。このような重要な内容が、かくも簡単に提案されるところに、重大な問題があると考えます。

また、提案理由にある任務について、市の将来の方向性についてと新規政策に関しての市長への提言は、既に総合計画で決められ、現在、その方向で進められているわけがあります。

新規政策に関しての提言でも、市民から負託された我々議員が、その役割を負っている

ところで、わざわざ会議を立ち上げなくても済むはずであります。

この議案について総務委員会で審議をしましたが、この会議設置条例案が市長みずからの提案とされているとのことですが、質疑を繰り返しても答弁が一貫してないことや、整合性がとれてないことに不安を感じるものであります。

ところで、この設置目的が、住民満足度の高い市政運営を推進するため豊明を変えるとされておりますが、住民満足度を高めるためとは重大な問題点があります。

どういふことか考えてみますと、富裕層の施策を削り、社会的弱者の幸せを高めたとしても、住民満足度は高くなりません。反対に、富裕層の施策を拡充すれば、住民満足度は高くなります。

しかし、これでは行政のなす意味がなさないわけでありませぬ。

住民満足度を高める前に、今、国や行政に求められているのは何か、考える必要があるのではないでせうか。

例えば今、全国で問題になっている1つに、貧困の広がりがあります。貧困率が16%にまで達しているにもかかわらず、救済策が進んでいないところに問題があるように思われます。

国や行政の基本とするところが問われており、新しい公共を求める会議を設置をするより、もっとやらなければならないのが社会的弱者の把握、救済などであり、それに携わる専門的な行政職員を厚くすることだと考えます。

以上のような点を述べまして、この点について反対といたします。

No.269 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、毛受明宏議員。

No.270 ○2番(毛受明宏議員)

議案第14号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について、清新会を代表しまして反対の立場で討論をいたします。

まず、反対の理由といたしましては、市長と職員との協議が少なかったのか、委員会で精通した答弁がなく、検討不足が感じられました。

その中身のほうでは、第2条の市の将来の方向性、第3条の委員は8人以内は、例えばこれが適正なのか。

委員会でも人数の件は出ておりましたが、8人以内にこだわらず、それ以上で市の関係団体からの人選など、ほかにも豊明の将来を考える方々はいないわけではありませぬので、今後よろしく願います。

これは、そして私の意見になりますが、民間感覚でいうと、この件で8名を雇うということ、雇うというか、お願いするというで、こういうことでも、人件費というのが一番の苦しみであります。できることなら、これ以上に雇っていただいて、「人は力なり」と私は考えま

す。

だから、方向性を考えるなら、できるだけ多くの人の意見は必要であると思います。

ここで言うておきますけれども、この議案は、最初から全く反対という気持ちでは入っていませんでした。しかし、条例制定に至る面では足りない面々が見えまして、判断に苦悩した状況であります。

今後、条項に肉づけを検討していただいて、よりよい形というものも生み出していただくことをつけ加えて、反対討論といたしますが、1つ、ここに市長にお願いがあります。

この案件でも感じられましたし、過去にも感じられました。市の職員との協議の順調さが感じられないと、就任後ずうっと見ております。

今後、しっかり協議の場を持ち、豊明のために頑張っていただくことを、よろしく願いをつけ加えまして、討論といたします。

No.271 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.272 ○7番(三浦桂司議員)

議案第14号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について、市政会を代表して反対の立場で討論いたします。

このフロンティア会議、総務委員会で多くの時間を費やしました。この条例にある市の将来の方向性に関すること、新規政策に関すること、また、委員はみずから情報の収集及び提供を行うことができる者のうちから市長が任命するという部分に質疑が集中したのは、総務委員会です。

発案者は市長で、豊明のどこが問題で何を変えるのか、そういう質疑や、メンバー構成には偏りは生じないのか、行政改革審査会、経営戦略会議の位置づけと第4次総合計画を飛び越えてしまわないかという質疑に対して、市長は提案で8名の委員のうち、学識経験者4名、一般公募4名の委員会構成を考えているとのことでしたが、学識経験者には、はっきり言いませんでしたけれども、まあ弁護士の方も含まれているかのような答弁もありました。

商工会、JA、文化会館、社協、区長、老人クラブ、婦人会等々の代表の方は、この会議には含まれないかという質問に対して、結果として、そういう方々が公募していただければ委員とはなり得るけれども、学識経験者には含まないとのことと言われました。

行政改革推進委員会は市からの提案を審議してもらう会議なので、この会議とは性質が違うとも言われましたけれども、これは行政改革推進委員会の方にちょっと失礼な答弁であります。

経営戦略会議に提言、提案する委員会であるという回答、第4次総合計画を飛び越えてほしいという意見もありましたけれども、それは大変失礼な話で、多角的視点において、多

くの委員さんが協力して策定した10年計画を、委員さんにお声かけもなく、いきなり飛び越えろという意見も、それは大変失礼です。

何のために多くの時間を費やして議論してきたのか、策定には商工会やJA、文化会館、社協、いろんな方が、そして議員も、議会代表として加わって策定したプランです。

幸いにも、市長はその議員の言い分にはくみせず、第4次総合計画などで遂行すると言われましたので、その点はちょっと安心しましたがけれども、第4次総合計画という10年単位の長期計画があって、この4月から第7次実施計画に沿って進めています。

この第7次実施計画というのは、市長の就任後、大震災が起きて、それも含めての実施計画なんです。公的機関でやるのか、私的機関で十分であるかという議論も、回答はばらばらでした。

そして、委員さんに情報公開請求があるか否か、個人情報を含む情報公開請求は、議員であっても正規の様式を必要とされます。そのような手続を経て、初めて情報公開請求ができます。

公開請求される文書においても、個人情報が含まれている場合は、まずいという部分は黒塗りで名前が消してあります。黒塗りで消された部分の原本を、委員さんが請求できるのかという質問に対して、市役所サイドは統一見解ができておらず、あの総務委員会の場で、市長、行政経営部長、副市長など、そして課長などが議論する。

既に議案、条例として提案しているにもかかわらず、余りにもお粗末な対応という、思いつきの議案が露呈した瞬間です。

もう一点は、24年度予算書、市長は最初、昨年5月から考えていたという答弁をしましたがけれども、昨年5月から考えていたなら、なぜ、この24年度の予算書に初めから計上しなかったのか。

フロンティア会議の部分に増額のシールが貼りつけてあります。これは委員会でも言いましたけれども、簡単なミスならしようがありませんけれども、シールを貼りつけて数字を訂正するということは、フロンティア会議は1月中旬に幹部会1回、幹部会1回で提案したと言いました。

2月に、この予算書を発注したとも言いました。2月に発注したなら、何でこのシールを貼りつけてあるのか。

これは、発注した後に、市長が思いつきで提案したという、それ以外、何物でもありません。経営アドバイザーが否定されたから、これは新しい思いつきで、その議案が決定的になった瞬間です。

とにかく、やらせればいいという議論もありましたけれども、予算を含む条例が準備不足も甚だしいというのは、こんな手法をいつまでも続けるのかと。思いつきの条例を、議案を出されては、市民の皆さんに多大な迷惑がかかります。

拙速な手法に対して、委員会の傍聴をされた方も、答弁が余りにもひどいと、否決してくれてよかったと言われる方もおりました。

以上のような観点から、条例を出す以前の問題であるという議案に対して、議会が認めるわけにはいきません。よって、反対討論といたします。

No.273 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 14 号に係る委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.274 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、議案第 14 号は否決されました。

続いて、議案第 15 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

No.275 ○19番(月岡修一議員)

議案第 15 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定について、賛成の立場で簡潔に討論を申し上げます。

率直な気持ちを申し上げれば、もう少し早く今回の条例制定ができなかったものかと感じています。

過去数年間にわたり、下水道の本管が自宅のすぐ前に埋設されながら、調整区域であるがために、下水管の接続ができない方々から、たくさんのお小言をいただけてきました。やっと、お小言から解放されそうです。

公共下水を利用してもらうことにより、近い将来、下水道使用料金が増額になることは、市の財政状況から勘案すれば、ベターな判断だと思っております。

とはいえ、条例制定による接続が可能な家庭は限られています。接続ができない人々からは、早期の下水道本管布設工事を望む声が多発する可能性もありますので、さまざまな問題を抱えたままでの条例制定となりますが、今後どのように進展を図るのか、ご検討いただきたいとお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

No.276 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、早川直彦議員。

No.277 ○5番(早川直彦議員)

議案第 15 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者負担に関する条例の制定につ

いて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 17 年と 18 年の 2 年間にわたり、下水道進め方検討委員会が行われました。

そのとき、区域外流入についても話し合わせ、区域外流入をする場合の負担金は、農村集落家庭排水の分担金の料金、13 口径、17 万 6,200 円と同じ料金にすることと結論が出されました。

公共下水道の健全化のために、職員数の軽減や収納率の向上を進めるとともに、今回、接続率の向上につながる地域外流入を実施することとなりました。下水道の経営健全化を推進するためにも、接続率の向上は必要であります。

また、市民の皆様の利便性の向上のためや環境保全にも大きく貢献をいたします。

2 年にわたる進め方検討委員会での提言を重視し、区域外流入については賛成とさせていただきます。

今後、調整区域での下水道の整備がなされるときには、負担金については、市街化区域と調整区域との公平性を十分考えていただきたいと、つけ加えさせていただきます。

また、議案第 15 号に対する附帯決議案につきましては、反対の立場であります。

下水の不公平感は将来、調整区域で下水道の整備がなされるときに、負担金の額の見直しや下水使用料の見直しにより、市街化区域と調整区域の公平性を十分考えていくことが必要であり、都市計画税の引き下げではないと考えます。

本市の都市計画税は 6 億円程度であり、下水道の借金総額は 87 億円であります。毎年 8 億円の借金を返済しなければなりません。下水道特別会計は赤字であり、一般会計から毎年 7 億円程度補てんをしております。

また、老朽化する下水道管のメンテナンスに加え、都市公園の再整備や道路の補修、都市計画道路の開通など、都市計画税を充てなければなりません。今の豊明市の財政状況からは、都市計画税の見直しは早過ぎると考えます。

以上で討論を終わります。

No.278 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 15 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.279 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

(議長の声あり)

No.280 ○議長(平野敬祐議員)

村山金敏議員。

No.281 ○12番(村山金敏議員)

ただいま可決されました議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例について、附帯決議を提出したいと思っておりますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

No.282 ○議長(平野敬祐議員)

ただいま発言の附帯決議についてであります。文書で提出を願うため、暫時、休憩といたします。

午後6時6分休憩

午後7時27分再開

No.283 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.284 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、決議案第1号 議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定に対する附帯決議が提出されましたので、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。決議案の提出者から提案説明をしていただき、質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.285 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、決議案第1号が提出されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.286 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山金敏議員、登壇にて説明願います。

No.287 ○12番(村山金敏議員)

それでは、議長のご指名がございましたので、附帯決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に決議案を配付させていただきましたので、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定に対する附帯決議。

隣接地区とはいえ下水道事業区域外である調整区域から下水を流入させることについては、都市計画税を納税している市街化区域内の市民にとって、公平な状況とは言い難いところである。この不公平感を解消するために、調整区域の一部を市街化区域へ編入する措置を検討すべきところであるが、このことについては慎重に論議する必要があり、容易に解決できる問題ではない。

都市計画税は目的税であり、地方自治体が下水道・公園・道路などの都市計画事業を促進するため、その財源の一部として徴収するもので、それらの事業は、市街化区域だけの問題ではなく、街づくりとして整備するものである。

よって、近年の税を取りまく社会情勢の変化の中で、都市計画事業の進捗や課税の公平性などを考慮して、都市計画税の税率を引き下げをを求める。

以上、決議する。

平成24年3月22日

愛知県豊明市議会

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。

No.288 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

本案は決議案でありますので、質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.289 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、決議案第1号 議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定に対する附帯決議に賛成の立場で討論をいたします。

都市計画税につきましては、皆様ご承知のとおり、地方税法を根拠に本市においては条例で定めているものであります。

重要なことは、都市計画税が目的税であるということであります。

簡単に申し上げますと、道路の整備ですとか公園の整備、また下水道の整備など、都市基盤整備のため、その目的のために徴収されるものであります。

道路、公園につきましては、どの地域であろうとも等しく使用できるものでありますから、市街化区域に住み都市計画税を余分に負担していることの差異を感じることはありません。

都市基盤上の最大の違い、これは市街化区域と調整区域の最大の違い、これは下水道にあるといえます。

今回、調整区域の接続を認めることは、区域による負担の差があるにもかかわらず、受益面での差異がなくなることを意味します。

委員会でも申し上げましたけれども、公共下水道に接続する調整区域を市街化区域に変更し、都市計画税を徴収するということについても申し上げましたけれども、これについては、現実的に県との調整等に5年、10年という単位の間がかかってまいりますし、また新たに住民の皆さんに負担を求めるということは、昨今の厳しい情勢下においては、大変困難でありますし、石川市長が常日ごろおっしゃっております市民負担の軽減ということにも、相入れないというふうに思っております。

さらに申し上げますなら、下水道の整備目的、一言で言いますと、後世にきれいな環境を残そうということであると思えます。

その目的にかんがみますれば、市街化調整区域にかかわらず、多くの世帯が下水道に接続することが理想といえます。

そうであるならば、また目的税としての都市計画税、市街化区域内の下水道整備のための都市計画税というのは、その意味合いが薄れてまいるわけであります。

現在は、法定上限の100分の0.3という税率を引き下げることが、最も現実的であると考えます。

提案者の説明にもございましたけれども、市街化と調整区域内の不公平感の解消には、このこと以外には考えられないわけであります。

また、委員会でも違った認識が散見されましたけれども、下水道債の償還財源は都市計画税ではありません。

今後、調整区域内での公共下水接続が進むにつれて、この負担感の公平感、不公平感というのは増大するであろうと思います。

さらに申し上げますならば、これはやむを得ぬ部分ではありますが、固定資産税等についても、市街化と調整区域内では当然地価が違いますので、相対的に市街化の住民というのは固定資産税も高い、都市計画税も負担をしているということでもあります。

基本的にそこに住み続ける上においては、市街化であろうが調整区域であろうが、そう差異はないわけです。

住所を転々とする方もみえるようではありますが、住み続ける上においては、何ら差異がない。しかし負担は大きな違いがあると。何ら差異がないということであっては、やはり不公平感がどうしても生じます。

そこについては、市長の市民負担の軽減にもかんがみて、ぜひ今後、検討を進めていただきたいということをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

No.290 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.291 ○14番(山盛左千江議員)

下水道の区域外流入分担に関する条例の附帯決議に対して、反対の討論をいたします。

つい先ほど、国保の均等割の軽減を削る案を賛成した人、その理由が国保の財源確保、赤字補てんを一般会計に頼るべきでないという理由にありました。

今回、都市計画税の軽減をするならば、下水道の返済も含めて財源が大きく減ってまいります。言っていच्छやることに矛盾、整合性のなさを感じるわけでございます。

調整区域の下水道の流入と、それから市街地の不公平感を言うのであれば、今回接続される地域のその負担の分担金のありようを、修正するなり見直すのが筋でありまして、それを認めておきながら、不公平だから都市計画税を値下げしなさいというのは、全く論理のすりかえでありまして、このことに市民の納得が得られるとは到底思いません。

豊明市の財政の現状から見ましても、財源不足を生む可能性のあるこの附帯決議については賛成しかねますので、討論をいたします。

以上です。

No.292 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.293 ○議長(平野敬祐議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.294 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

藤江真理子議員。

No.295 ○4番(藤江真理子議員)

議案第16号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先月、2月2日に出されました豊明市特別職報酬審議会の答申には、議長の月額報酬50万4,000円がマイナス5,000円の49万9,000円に、副議長の報酬44万9,000円がマイナス4,000円の44万5,000円に、議員の報酬40万9,000円がマイナス4,000円の40万5,000円と、おおむね1%の減額となっています。

第三者機関の審議会の答申は非常に重たいものと理解しております。

委員長報告にもありましたが、県内の状況を見ますと、この答申どおりに減額すると、議長報酬の額は37市ある中で27位から29位に下がり、副議長は27位のまま変わらず、議員報酬については、26位から逆に25位に順位が上がるといった現象が起きています。

ほかの市との比較はさておきまして、社会・経済状況や市民感情への考慮、豊明の財政状況、そして、何よりも豊明に住む市民が求める議員像から考えた報酬についても、いろんな意見が出てくるのが当然であります。

議員報酬については、議員の中でもさまざまな意見があり、据え置きのままがいいのか、引き下げるのか、引き上げるのかといったことを、個々の議員みずからが問い直し、議会として議論を重ねていくことが必要です。

今回出されました審議会の答申について賛成の立場ですが、答申をただ受け入れて終わるのではなく、先に申しましたように今後、議会としても議論していくことを前提とした上での賛成討論としたいと思います。

以上です。

No.296 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.297 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 17 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 17 号に係る委員長の報告は修正可決であります。よって、採決の方法は、委員会の修正案、原案の順に採決を行います。

初めに、委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.298 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。
続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。
修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.299 ○議長(平野敬祐議員)

賛成全員であります。よって、修正議決した部分を除く、その他の部分については原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 18 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 18 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.300 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 19 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 19 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.301 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 20 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。前山美恵子議員。

No.302 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 20 号 豊明市税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

政府は、東日本大震災の復興基金方針で、復興に必要な財源を 10 年間で 23 兆円と見積もり、その財源を予備費や余剰金、歳出抑制、政府資産の売却などで賄い、残りを復興増税で賄うことを決めました。この復興財源を庶民の増税に求めたことは問題でありませ

す。特に、住民税の均等割が 500 円引き上げられ、県民税と合計をすると 5,500 円にもなるわけです。これを 10 年間払うことになり、特に、この均等割だけしか払っていない所得の少ない市民にとって、この負担は重いものとなります。よって、反対とします。

No.303 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 20 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.304 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号については修正議案第 1 号が提出されておりますので、討論については修正議案も含めて行います。

また、本案については討論の通告がなされておりますので、順次発言を許可いたしますが、修正議案が提出されたことにより、内容の変更及び通告者の討論終了後に挙手による討論の申し込みをお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、毛受明宏議員。

No.305 ○2番(毛受明宏議員)

議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について賛成の立場で、また、修正案を除く豊明市国民健康税条例の一部改正に、清新会を代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正については、三点セットで提示されています。

まず1つ目が、限度額の改正は、限度額を現行の 65 万円から 73 万円に引き上げ。2つ目に、均等割額の減額、現行の2万 5,200 円を2万 3,400 円に 1,800 円減額。3つ目といたしまして軽減割合の拡大、低所得の人に対する軽減割合を6・4割から7・5・2割に拡大するものであります。

他市の例を引き合いに出すのは参考にならない場合が多いですが、この税に関しては、重要なことで参考にしたいと考えます。

そこで、他市との比較をすると、県内 37 市中、77 万円が 17 市、73 万円が 11 市、72 万円以下が8市であり、73 万円は平均的になります。

均等割額は、現行の2万 5,200 円は、37 市中、下から3番目であります。人口 20 万人以下の市、31 市での平均は3万 3,689 円で、豊明市は約 8,000 円平均より低いので、さらに 1,800 円を下げる必要はないかと判断いたします。

軽減割合の拡大については、6・4割合を採用している市は4市だけで、他市の 33 市は 7・5・2割合を採用しているので、この軽減割合の拡大は採用すべきと判断します。

また、医療費を見てみますと、平成 21 年、国保税が 16 億 7,800 万円、医療給付費が 43 億 6,300 万円、22 年が 15 億 8,700 万円、医療給付費が 45 億 3,800 万円、23 年、国保税が 15 億 7,000 万円、医療給付費が 49 億 7,200 万円となっており、21 年、22 年を比較しても、国・県の補助の約 7,000 万円を除いても、1億円が一般会計より繰り出しとなっております。

医療費は今後増えるだろうと、容易に判断ができるものであります。したがって、限度額引き上げと軽減割合の拡大の2項目については賛成し、均等割額 1,800 円の引き下げは困難であり、据え置きとする修正案に賛成をいたします。

No.306 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.307 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 21 号 国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成、修正案に反対の討論をいたします。

今回の条例改正は、低所得者の法定減免を6割、4割減免から、7割、5割、2割減免に拡充するというもので、これは我が党が平成 22 年6月議会で質問をしましたところ、検討するというご答弁をいただいております。

もう少し早く実施してほしいのですが、やっと実施にこぎつけたというのが正直な感想です。

これにより、新たに 800 人を超える世帯が減免の対象となることになりました。

さらに、わずかではありますが、均等割1人当たり 1,800 円の減額であり、このことは我が党がこの 12 年間一貫して議会で引き下げを求めてきました。この点を評価したいと思

ます。

ただ、必要となる財源を、限度額引き上げに求められましたが、上限引き上げの影響を受けるのは、高所得者だけでなく中所得者にもかかってきますので、この措置には残念ではありますが、総合的に考えますと、この条例に賛成の立場をとるといえるものであります。

以上です。

No.308 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.309 ○13番(近藤恵子議員)

議案第 21 号 国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の立場で討論いたします。

この改正案は、低所得者の負担軽減を目的としたものであると説明がありました。

国民健康保険は、たとえ収入が少なくても、均等割、平等割としてすべての加入世帯、加入者に一定の税額が課せられます。退職された高齢者世帯にとっては、これらが負担になっているというのが現状です。

今回の改正案の3つのポイントについて、課税の限度額が8万円上げられ、73万円になりましたが、県内では上限を77万円としているところが多いことから考えても、収入の多い世帯の負担については、まだ配慮がなされているものであると考えます。

所得による軽減割合の変更、これは国の法律が平成22年度に変更されたことにより、豊明市でも、それをすることが可能になったもので、そのうち4分の1が市の負担となりますが、市民の負担を軽減するという点から見ても、ぜひとも実施していただきたいと思っております。

均等割の減額についてですが、先にも述べたとおり、低所得者の方への配慮だけではなく、子育て中の扶養家族の多い世帯の負担を軽減するという意味合いもあり、こちらの軽減もぜひ実施していただきたいと思っております。

社会保険、共済保険などは、加入者の所得によって保険料が決まっており、扶養者が何人でもその額は変わりません。

それに比べて、国民健康保険税の均等割では、扶養者の数が増えれば、必然的に税額が上がっていきます。この仕組みでは、子育て中の世帯の負担が増すことは必至で、その意味合いからも均等割の軽減は意味があると考えます。

今回出された修正案についてですが、7割、5割、2割と6割、4割の負担軽減の差とかについて、きちんとした数字が出されていませんでした。

一応試算をしたところ、この試算の数字のものは、県の公表している加入者世帯、そして、市がホームページで公表している均等割とかの今、当局が出された原案と今回の修正案と、いろんな負担軽減の計算をしたんですけれども、均等割の削減をなくすことによ

て、3,000 万円の効果があるとおっしゃられました、7割、5割、2割の負担等によると、市の負担、県の負担も配慮しても 2,200 万円相当になるという試算が出ています。

そういった結果からいっても、今回の修正案においては、やはり、もったきちんとした数字の根拠を出していただきたいと思いました。

また先ほど、今回のことは予算にかかわるのではないかという藤江議員の質問に対して、執行残という返答でしたが、これは収入が増えることであって、やはり今回の提案に関しては、予算から修正すべきものであったと考えています。

今後、国民健康保険が広域になることも検討されており、そのときには他市町との足並みがそろえられ、保険税も上がることも予想されます。

この改正案が時限的な要素も持ち合わせていることも十分に理解した上で、賛成いたします。

No.310 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.311 ○15番(杉浦光男議員)

原案賛成の立場で討論をいたします。

多くの議員が言われましたように、国民健康保険というのは、日本の皆保険のもとでは最後のとりでであると。最後のとりでであると言っても、そこに自治体にしろ国にしろ、すべての予算を投入するというわけにはいきません。

だから、そのときの状況、経済状況だとか、その地方自治体の財政力、そういうものによって、どういう方法でどの程度の内容にするかというのは非常に難しく、また、政治的な重要な問題であるというふうに思います。

私は、多くの議員が述べられたように、正直申し上げて細かい数字はわかりません。細かい数字は勉強しましたが、隅々まではわかりません。

けれども、この議案第 21 号を考えてくる場合に、まず国民健康保険運営協議会に市長のほうから諮問をし、そして、その運営協議会でいろいろ審議を尽くして、一応全会一致ということで、それで逆にまた、市長のほうに答申させていただいたという経緯はあります。

そして、一番問題になっているのは、今の均等割の 1,800 円なんです、この 1,800 円の持つ意義は非常に大きくて、たかが 1,800 円ということじゃなくて、この 1,800 円をどういうふうに考えるかというのは、私たち議員の要するに価値観だとか議員としての考え方、それから、まあ言うなればその人の政治生命みたいなものをかけて考えるのにはいい 1,800 円だというふうに思います。

と申しますのは、1,800 円を下げれば、本当に生活に困っている人にとっては、4人家族なら 7,200 円安くなると。そして、だけれども、この 1,800 円が、やっぱり豊明全体のことを考えると、ただ低所得者とか弱い人に充当すればいいという、即ち、正直申し上げて考え

られないと。

やっぱり、豊明全体のことを考えれば、1,800円安くて育った子ども、そういう家族が、適当な時期になったら、もっと住みやすいところにぽつと行かれてしまっただけでは、豊明としては元も子もありません。

ですから、豊明の環境全体、住みよさ、前の市長も言われまして、今の市長も言われまされども、住みよさをどうやって構築していくかと、その1つが、この保険の問題、皆保険問題ですね。

ですから、1,800円ということを考える場合に、もう少し大きな視点で、この1,800円を判断すると。

だから、私は正直申し上げて、この1,800円、自分は福祉文教の委員長として、その運営協議にもかかわってきたので、そういうことで賛成という立場ですけれども、この修正案を出した人の考えも、相当な部分、正直申し上げてわかります。

これは私自身の判断、そして、私自身はもうこれは下げると、そちらに賛成すると。そのことは私自身にとっての今の正当性、私自身が正当性を持って、下げることはゴーであるというふうに考えて賛成をするということでもあります。

以上です。

No.312 ○議長(平野敬祐議員)

以上で通告者の討論を終わります。

そのほかの方で討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.313 ○14番(山盛左千江議員)

修正案に反対の討論をいたします。

多くの議員がもう討論を述べておりますので、若干重複する部分もありますが、お許しいただきたいと思っております。

国保の制度の仕組みについて、社保等と比較し、その制度のひずみがあるということは、皆さんご承知のとおりであり、その格差の是正は必要であるというふうに考えております。

国保の加入者は、社会保険等と比較し、その加入者の構成上からも低所得者が多いことも明らかであります。

国保税は、既に破綻の状況にあることは国も認めるところであり、今回の一般会計からの繰り入れを増やしても、国保加入者の命を守ること、医療を守ることの重要性は私は強く感じております。

国保の医療費が高いことは、本市に保健衛生大学があることが、1つの要因となってお

ります。市民の安心・安全、命のために大きく寄与していただいている保健衛生大学、もしそれがなく、市民病院があったならば、一般会計からの繰り入れは必至であります。

一般会計からの国保への繰り入れの増を理由に均等割を削ることは、短絡的な判断というふうに私は考えております。

ましてや、額も示せない財政の健全化、質疑に対して十分な答弁もできない、正直言ってお粗末だとしか言いようがありません。準備不足も甚だしいと考えております。

13日の委員会において上程され、否決はされましたが、きょうは22日です。それまでの間に、今ここに座っております近藤恵子議員は、いろんな数字をきちっとはじき出して、今討論をいたしました。

提案者としての責務が十分果たされていないことも、私が賛成しかねる理由の1つであります。

本市にとって、この軽減を待ち望んでいた人たちはたくさんいらっしゃるだろうと思います。ぜひ原案に賛成し、市民の負担軽減の一助となることを期待し、討論を終わります。

No.314 ○議長(平野敬祐議員)

ほかの方で討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.315 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

これより、議案第21号の採決に入ります。

なお、採決の方法は、修正議案、原案の順に起立により採決を行います。

初めに、修正議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.316 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、修正議案第1号は可決されました。

続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決をいたします。

修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.317 ○議長(平野敬祐議員)

賛成全員であります。よって、修正議決した部分を除く、その他の部分については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 22 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
前山美恵子議員。

No.318 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 22 号 外国人登録法にかかわる条例の一部改正について賛成の討論をします。
この外国人登録法の条例改正については、25 号、26 号、27 号もかかわってまいりますので、共通して討論をさせていただきます。

今年の7月9日から、外国人も住民登録をする制度になります。これは外国人の入国管理等を定める入管法の改正とあわせて、外国人登録法の廃止、住民基本台帳法の改正が行われたことによります。

現在は市役所で外国人登録をしますが、新制度では入国管理局で在留カードの交付を受けて、その上で市役所で住民登録と二重に申請をしなければなりません。

もし、2週間以内に登録を行わなければ、刑事罰も科せられるということです。

この新しい制度では、在留外国人の管理強化を徹底するために、入国管理局と市町村、事業所をネットワークで結びます。だれがどこに住み、いつ入国し、どこで働いているかまで、データを国が一括管理する仕組みとなりました。

在留資格がなくなれば、自動的に住民登録は抹消され、その途端、市民でなくなり、行政サービスがストップすることになります。

今、さまざまな理由で在留資格がなく、住民登録できないと見られる外国人は、全国で7～8万人いるとされています。

ところで、国会ではこの問題で附帯決議を行っています。人権保障の見地から、在留カードの有無にかかわらず、従来受けていた行政サービスを引き続き受けられるよう、これを求めています。

そこで、本市でもこの附帯決議を尊重されることを、ここにお願いをして討論といたします。

No.319 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 22 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.320 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.321 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 23 号、それと次の 24 号について、同じ内容ですので賛成の討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、地域主権改革第2次一括改正法によるものであります。

この地域主権改革改正で地方自治の前進につながるものもありますが、国が保障していた基準を地方の条例に任せてしまい、国の責任を投げ捨ててしまうものもあります。

今回のこの2議案は現在、国の定める基準に従って、公民館運営委員や図書館協議会委員、これは市町村が定めることとなっております。

今度の改正では、国の基準を単なる参考にして市町村に任せることとなりました。このように地方の条例に任せることになれば、その自治体の事情で後退していくこともあり得るわけで、国が保障していく制度として現行を維持していくことが必要で、重大な問題だと考えます。

幸いにして、本市では後退することなく、条例化をしていただいたことに、ここで理解をするものです。

もともと、公民館運営審議会や図書館協議会ができたいきさつは、市民の学びを通して人づくり、地域づくりを進める教育機関である公民館や図書館では、戦争のときに戦意高揚のために教育が利用された苦い経験から反省し、戦後、平和で民主的な国家を築いていく中心に公民館が位置づけられました。

その後、図書館法もでき、これらの社会教育機関の民主的運営に、深く市民がかかわるための審議会や協議会が位置づけられるようになりました。

しかしその後、この機関は地方分権一括法で必置規定が取り払われてしまい、今ではできる規定になってしまいました。そのことから、この審議会や協議会を設置しないところも出ています。

また、自治体によっては、民営化や指定管理者制度に移行させることにより、市民が運営にかかわることがなくなり、カルチャーセンター化されてしまったところも存在するようになってきました。

これでは、住民の権利としての社会教育の場がなくなってしまう、経済的に弱い立場の市民が排除をされてしまいます。

このことから、社会教育機関ができた歴史から考えますと、市民の学びの場を発展させるためにも、民営化の道は選ぶべきではないということを申し上げて討論いたします。

No.322 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 23 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.323 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 24 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 24 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.324 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 25 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 25 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.325 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 26 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 26 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.326 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 27 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 27 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.327 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.328 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 28 号 介護保険条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

介護保険料については、一般質問で何度も質問をしてみました。24 年度から第 5 期事業計画が始まります。今後 3 年間の見込みを立てて、介護保険料の額が決められるわけですから、改定案では基準額が 4,529 円となり、現在が 3,840 円ですので、18%の値上げとなります。

今回、階層を 9 段階から 11 段階にして、第 1 段階は基準額の 0.2 倍と、低所得者に配慮をされました。この点については評価をするものであります。

さて、今回の保険料引き下げの財源に、現在までに積み立てられている基金のうち、県の財政安定化基金より 2,000 万円弱、市の介護給付費準備基金、これは 3 億 7,000 万円のうち、2 億 5,000 万円を投入しましたが、県の基金も市の基金も、もとをただせば、65 歳以上の高齢者が今まで納付した保険料にほかなりません。

そのため、まだ残されている基金も、全額保険料引き下げの資金として投入をすべきです。

さらに、市長の公約として、一般会計から繰り入れをして引き下げるべきだと考えます。介護保険は一般会計から繰り入れができないかのように思われていますが、現在、国が介護職員の処遇改善交付金を手当てしたことから、介護報酬が引き上がり、連動して保険料が引き上がりました。

その保険料引き上げを抑えるため、国は各自治体に交付金を繰り入れました。これは一般会計から介護保険特別会計に繰り入れがされております。

このように繰り入れを国が行っているのですから、本市でも繰り入れをして引き下げることができるということを申し上げて、高齢者の負担を軽減されることを求めて反対といたします。

No.329 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.330 ○13番(近藤恵子議員)

議案第 28 号 介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論をします。

今回の改正は、第 5 期介護保険事業計画に基づいています。平成 24 年度からの 3 力年

については、高齢者人口の10%の増加が見込まれ、それに伴い介護認定者も、すべての要介護度別で増加することが予想されています。

24時間の訪問介護や医療との連携の強化など、新しい施策も始まり、介護の給付費も伸びていくことでしょう。

そのような状況の中、保険料の値上げもやむを得ないものと思われませんが、今回、2億5,000万円の準備基金を取り崩し、介護保険料の基準額が県内平均を下回る4,529円となりました。

今回の改定では、基金を取り崩した市町村が多く、豊明市と同程度の人口規模の市でも、基金の残高が1億円を切ったところも出ています。

そのような中、保険料を抑え基金が1億2,000万円残せたこと。また、保険料の賦課割合においては、よりきめ細やかな段階数及び保険料率が設定され、低所得者に対する負担軽減もなされたことを評価します。

今後は介護保険の健全化を図っていくためにも、健康づくり、生きがいづくりなど、予防事業にも力を入れられ、高齢者の皆さんが、この豊明のまちで安心して元気に暮らしていただけることを期待し、賛成の討論といたします。

No.331 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第28号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.332 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第29号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第29号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.333 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第30号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第30号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.334 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 31 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 31 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.335 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 32 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 32 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.336 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 33 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

早川直彦議員。

No.337 ○5番(早川直彦議員)

議案第 33 号 豊明市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

文化会館音響設備改修事業と地域用水環境整備事業に関して起債の発行を取りやめ、一般財源へ組み替えをするなど、起債を減らす努力をいたしました行政の運営のあり方について、評価をいたします。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響により、昨年夏に電力不足が大きく取り上げられ、豊明市においてもエアコンの設定温度の引き上げ、無駄な照明を消すなどの各市内の施設の節電を実施しました。

その効果が小中学校や福祉体育館の光熱費の執行残となってあらわれました。日ごろの小さな取り組みが大きな節電効果になることを証明しました。

平成 24 年度も原発の停止による電力不足が懸念されていますので、さらに節電に取り組んでいただきたいと思います。

また、木造耐震診断委託料の 166 万 5,000 円の執行残、住宅・建築物安全ストック形成

事業補助金 2,160 万円の執行残が、市が見込んだ数字よりも大きく減少しております。

市民の皆さんの安全を確保するためにも、今後の耐震診断の実施率の向上や耐震診断を実施して、耐震診断が必要な住宅について、耐震工事の推進を進めていただきたいことを要望し、賛成の討論とさせていただきます。

No.338 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 33 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.339 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 34 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 34 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.340 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 35 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 35 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.341 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 36 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 36 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.342 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 37 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.343 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 38 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 38 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.344 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 39 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 39 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.345 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。
日程4、議案上程・提案説明・質疑に入ります。
議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を一括議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。
三浦桂司議員、登壇にて説明願います。

No.346 ○7番(三浦桂司議員)

議長のご指名がありましたので、議員提出議案の説明を申し上げます。
議員提出議案第1号 豊明市議会定例会条例の廃止についてと、議員提出議案第2号 豊明市議会会議規則の一部改正についてを一括して説明させていただきます。
地方自治法第 112 条第2項及び豊明市議会会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

この案を提出するのは、豊明市議会基本条例の施行に伴い必要があるからです。
内容につきまして説明させていただきます。

豊明市議会定例会条例を廃止する条例。

豊明市議会定例会条例(昭和 47 年豊明市条例第4号)は廃止する。

附則として、この条例は平成 24 年4月1日から施行する。

もう一点、豊明市議会会議規則の一部を改正する規則。

豊明市議会会議規則(平成2年豊明市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第 15 条に次のただし書きを加える。

ただし、事情の変更があった場合は、この限りでない。

附則として、この規則は平成 24 年4月1日から施行する。

議員各位の賛同をお願いして提案理由といたします。

No.347 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.348 ○5番(早川直彦議員)

議員提出議案第2号について質問をいたします。

全国の先進議会の先進地である四日市市の会議規則には、通年議会の内容がわかる
条例の内容となっております。

豊明市のこの条例に関しての変更点は、15 条のただし書きを加えるだけであるの
ですが、なぜ四日市の会議規則を参考にしなかったのでしょうか。

あともう一点、市民に4月から通年議会に変わるメリットを、このただし書きを加える
だけを見てもわからない。実際、これを見て何が変わったのかというのが全くわかりません。

そのメリットを市民に知らせるための方法をどのように考えているのか、お聞かせくだ
さい。

No.349 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

三浦桂司議員。

No.350 ○7番(三浦桂司議員)

これは豊明市議会基本条例でありますので。

以上です。

No.351 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

(発言する者あり)

(議長、静粛にさせていただきますの声あり)

No.352 ○議長(平野敬祐議員)

静粛に願います。

No.353 ○5番(早川直彦議員)

これは、市民はすごく関心がある方もいると思いますので、ちゃんと理由をお聞かせください。

No.354 ○議長(平野敬祐議員)

早川議員、具体的な改正部分についての質疑をお願いをいたします。

もう一度、やり直してください。2回目。

No.355 ○5番(早川直彦議員)

やり直して2回目です。

じゃ、ただし書きの部分について、「ただし、事情の変更があった場合は、この限りでない」という、ここの部分だけでは十分わかりにくいものがあると思うんですが、この辺について提案者からお聞かせください。

No.356 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

三浦桂司議員。

No.357 ○7番(三浦桂司議員)

これは皆さんで協議した結果でありますので。

以上です。

No.358 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.359 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、質疑を終結いたします。

(挙手する者あり)

No.360 ○議長(平野敬祐議員)

宣言いたしましたので、もう少し早くお願いいたします。

今回はもう終わりましたので、お願いします。

ただいま議題となっております案件は、いずれも議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論については一括してお受けいたします。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.361 ○5番(早川直彦議員)

議会基本条例に伴う会議規則の一部改正について、市政改革の会を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

4月から始まる豊明市議会基本条例の重要な部分ともいえる通年議会については、最低限の変更でスタートをすると考えております。

インターネットの放映、市民への報告会など、議会として考えなければならない多くの課題が山積みであります。

通年議会のもとでもある議会基本条例の制定について、四日市市議会の例について触れさせていただきます。

四日市市において、平成17年に四日市市自治基本条例が制定されました。その中には、市民との情報共有、議会活動への市民参加の推進、議員間討議を活性化し、政策立案及び政策提言を行うの3つの基本方針をもとに、議会改革の取り組み、市民への発信、市民への報告会が行われました。

平成21年からは本格的に議会基本条例の検討に着手し、議会基本条例分科会を設け、9回にわたる会議で条例の分科会原案を作成し、平成22年に設置された議会基本条例調査特別委員会に議論の場を移し、26回にわたる会議を行い、市民からの意見募集、執行部の調整などを踏まえ条例案を作成をし、平成23年3月に条例制定議案が全会一致で可決されたものであります。

通年議会に関する内容についても、綿密に考えられており、大変素晴らしいものでありま

す。

しかし、豊明市においては、反問権、インターネット放映、市民への報告会などの申し合わせが、昨年の6月に豊明市議会基本条例が制定されながら、全員での話し合いが行われなかったことが大変残念であります。

これから豊明市議会においても、議会基本条例の先進地と肩を並べるようになるためにも、議員全員で十分協議をして豊明市民のためになる議会基本条例をつくり上げていくことを要望し、賛成の討論とさせていただきます。

No.362 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.363 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

初めに、議員提出議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.364 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.365 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

安井 明議員、登壇にて説明をお願いします。

No.366 ○16番(安井 明議員)

議長よりご指名がありましたので、議員提出議案の説明を申し上げます。

意見書案第1号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書及び意見書案第2号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書を一括して説明させていただきます。

豊明市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

この案を提出するのは、地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書。

政府は、平成 23 年 11 月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議において、「環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に向けて各国と協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、TPP交渉参加に当たって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じるなど、TPPをめぐる混乱に拍車がかかっている。

TPPは、農業だけでなく、医療や保険、食品の安全性など国民生活と密接に関係する多くの分野に影響を与え、農林水産業を始めとする地域経済や国民の暮らしを一変させてしまう重大な問題である。

TPP交渉参加に当たっては、交渉で協議されている事項が不明確であり、我が国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されない。そればかりか、政府内での各省での試算が統一されてなく、国民的論議が全く熟していない段階である。

特に関税撤廃の例外を認めない完全自由貿易を目指すTPPは、我が国の農業、農村に対する影響は大きく、協定の締結となれば、輸入農畜産物があふれ、国産農畜産物の消費量減少、需給バランスの崩れから価格も下落し、日本農業が崩壊することは必至である。

さらに、「非関税障壁」撤廃の名のもとに、食の安全や医療、金融や保険、知的財産、労働などあらゆる分野での無秩序な「規制緩和」が行われ、国民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、TPPに対する国民的議論が熟すよう、必要な情報を速やかに明らかにして、TPPの利点・不利となる点・国益上の危機をわかりやすく国民に説明するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 22 日

提出先 内閣総理大臣
農林水産大臣
外務大臣
経済産業大臣
厚生労働大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官 殿

愛知県豊明市議会議長 平野敬祐

続きまして、愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書について提案説明をいたします。

福祉医療制度は、子ども、障がい者、母子家庭、高齢者などが健康的に安定した暮らしをするために、医療費を助成するもので、福祉施策の中でも大変重要な制度である。

愛知県内における福祉医療制度は、県の基準を基本に、各市町村がその財政状況に応じて、単独事業として助成を上乗せして実施している。

本市においても、子ども医療費助成事業への取り組みとして、市民からの強い要望を受けて、昨年7月より通院・入院ともに中学校3年生まで助成の対象を拡充した。これは、子育て世代にとっては経済的な負担が軽減され、少子化対策・子育て支援の施策としても重要な柱となっている。また、障がい者や後期高齢者などに対する各種の医療費助成についても、県の基準を拡大し、助成の対象としている。

これらの医療費助成制度は、県の福祉医療制度に支えられており、県からの補助額は支出額の4割にも及び、本市の福祉医療制度を維持していく上で大変重要なものとなっている。

しかしながら、こうした中、県が行革を進めるために発表した「重点改革プログラム策定に向けた重点改革項目及び論点」の中に「福祉医療制度の見直し」が含まれており、福祉医療制度の縮小が危惧される。この制度は、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、さらなる拡充も含めたより慎重な検討が必要であると考えます。

よって、本市議会は愛知県に対し、各市町村が実施する福祉医療制度を安定的に維持するため、県の制度を後退させず、存続・拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

提出先 愛知県知事 殿

愛知県豊明市議会議長 平野敬祐

議員各位の賛同をお願い申し上げます。

No.367 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.368 ○14番(山盛左千江議員)

APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書に対して、反対の立場で討論いたします。

この表題によりますと、TPPに参加することがよくないというような意味にしかとれません。文章の一番下のところ、「よって、本市議会は」から後の部分につきましては、「TPPの利点・不利となる点・国益上の危機をわかりやすく国民に説明するよう強く求める」という内容になっております。

であるならば、国民に説明するよう求める意見書というふうに書いていただきたかったというふうに思います。

であるならば、気持ちよく賛成できましたが、表題と中身に大きなずれがありますので、残念ながら賛成することはできません。

それから、こうした大きなテーマのものの意見書でございます。本市においては、本会議初日までに議長に意見書を提出する申し合わせになっておりますが、本日、これが提案されました。

こういった内容について十分熟知し、考慮する時間が得られなかったことが大変残念であります。

「全員の賛同を求める」という提案者のお言葉がありましたが、そういう気持ちがおありになるならば、ルールどおり、初日に出していただく努力を強く求め、討論を終わります。

No.369 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.370 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.371 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.372 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.373 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

(議長の声あり)

No.374 ○議長(平野敬祐議員)

堀田勝司議員。

No.375 ○18番(堀田勝司議員)

決議案を提出いたしたいので、暫時、休憩をお願いいたします。

No.376 ○議長(平野敬祐議員)

ただいまの発言の動議については、文書にて提出願うため、暫時、休憩といたします。

午後8時39分休憩

午後9時30分再開

No.377 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、決議案第2号が追加提案され、その取り扱いについて、議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.378 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、決議案第2号が提出されましたので、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

決議案の提出者から議案説明をしていただき、質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.379 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、報告されましたとおり、決議案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.380 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明願います。

No.381 ○18番(堀田勝司議員)

決議案第2号 石川英明市長に対する問責決議を、豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出するものであります。

内容を読んで提案理由とさせていただきます。

問責決議。

石川英明市長が、昨年4月に行われた市長選挙で掲げたマニフェストには大きな項目として6項目がある。そのうちの「市民の負担軽減について」に関連して、石川英明市長は今定例会において介護保険条例の一部改正を提案し、介護保険料の改定を行った。これは、現在の第4期から第5期に介護保険料を改定するにあたり、改定後の保険料において準備金を取り崩さなかった場合の保険料から10%軽減し、不足分を準備金で補うという改正であり、現在の保険料から10%軽減するものではない。たしかに非課税の世帯においては軽減となっているものの、基準額は値上げになっており、このことは介護保険特別会計の当初予算に反映されている。

しかし、豊明市の予算案に関する新聞報道によると、介護保険は準備金を取り崩し保険料の一割軽減を図るとあり、見出しには、「介護保険を減額」という文字が躍っている。また、広報とよあけ3月1日号の市長室だよりには、改定介護保険料の10%軽減と掲載されている。それぞれの発表は、それを読んだ市民が誤解しやすい内容である。介護保険料の改定内容については、多くの市民が現在の介護保険料から一律に10%軽減になると思っている。これは、市長が事実を隠ぺいし、市民に誤った情報を発信したものであり、説明責任が果たされていないと指摘せざるを得ない。

以上のように、石川英明市長が、誤った情報発信をしたことで、市民が大きな誤解を生ずるという混乱を生じさせた市長の責任は極めて重大である。

よって本市議会は、豊明市政の信頼を失墜させたことに対する市長としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成 24 年 3 月 22 日

愛知県豊明市議会

議員の皆様のご賛同をお願いして、提案理由とさせていただきます。

No.382 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

この際、石川市長より弁明がございましたら、発言を許可いたします。

石川市長。

No.383 ○市長(石川英明君)

ただいま、問責決議をいただきました。

しかし、全くもって事実即していない、やはり論点がありますので、弁明をいたしたいと思えます。

私は、今回の介護保険料の 10%の軽減につきましては、やはり当初から、まず一つは基金を取り崩す。そして、もう一つ重要なことは 4 期から 5 期に移っていく。それは 3 年には一度、見直しがあるわけです。

ほとんどの方が、議員の皆さんも保険者の方も、皆さん、このことはご理解をしているというふうに理解をしているわけです。

その上で、5 期の計画から 10%の軽減ということ、私自身はずうっと訴えてきたつもりであります。

ですから、このことは全くもって私の趣旨とすることに反していますので、このことは私の弁明をいたしたいと思えます。

以上です。

No.384 ○議長(平野敬祐議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

決議案第 2 号について討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.385 ○5 番(早川直彦議員)

この問責決議について反対の立場で討論させていただきます。

このことが、この 10%の軽減イコール問責決議に値するかと、これはもう甚だ私には信じられません。このような内容で提案した方のことも私は賛同できません。

逆に、このようなことをしていると、議会における市民の不信感、逆に、議会のほうが市民に不信感を抱かせる可能性があると思います。

この件に関してはのめませんので、反対の立場として討論させていただきます。

No.386 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.387 ○17番(伊藤 清議員)

決議案第2号 石川英明市長に対する問責決議に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、可決をされました介護保険料、第5期の介護保険料について見ますと、基準額が年額4万 6,800 円から5万 4,300 円ということで値上げをされております。

本人非課税かつ世帯非課税の下から3段階の皆様におかれましては、市長のおっしゃるとおり、保険料 10%相当軽減となっておりますけれども、被保険者の数で言いますと、全体の 20%ということで、残りの8割の方については、実質値上げということになっております。

このことについて、先ほど市長から弁明がございましたけれども、新聞発表では「介護保険減額」と、また市長だより、さらには施政方針の中では「介護保険料 10%軽減」と書かれております。

このことに関しまして、私どもの会派のそれぞれの議員が、本会議開会後にそれぞれいろんな支持者の方にお伺いをしてまいりました。

介護保険減額、10%軽減とあります。現実にはこういう形になりますということで、本会議でお配りをいただいて資料No.3、これを示しながらお話をしましたところ、残念ながら、だれ一人納得をされる方はございませんでした。

皆さんが思ってみえたのは、今の保険料が 10%軽減されるものだというふうに認識をしてみえるということでございました。もう少し丁寧に説明をすべきであります。

本当は5,000 円に上げたかった。ところが4,500 円に抑えた。その空想の仮定の数字を述べながら 10%軽減を図ったと言われても、これは全く説得力に欠けるということでございます。

今後、納付書等が発送されてお手元に届いた段階で、多くの市民の方から苦情、問い合わせ等が殺到することは、十二分に予見できるわけでございます。

この市政の混乱については、その責任の一端が市長にあると言わざるを得ません。委員会での質疑の中でも、今回の第5期の保険料につきましては、値上げであるということで担当者が明言をいたしております。

唯一、軽減、軽減とおっしゃってみえるのは、あくまでも空想の数字をもとに、市長がおっしゃってみえることでありまして、市民の理解はとて得られないというふうに思います。

市長としての発言の重さを十分に今後かんがみていただきたい。そういった意味で、この決議案に賛成するものであります。

No.388 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.389 ○4番(藤江真理子議員)

問責決議案に反対の立場で討論させていただきます。

この決議案の中ほどにある新聞報道と、あと市長室だより、これの中身。新聞報道と市長室だよりが違ったこと、そのことが問責決議の理由なのでしょうか。

情報というのは、それぞれ受け取り方があります。先ほどの市長の弁明にもありましたが、そのことが市長が事実を隠ぺいしたと、また、誤った情報を発信したものと、とても断言できるとは思いません。

この決議案の下から3～4行目、このことが、「市民が大きな誤解をするという混乱を生じさせた」というところでも、その事実というのは私の周りでは把握しておりません。

「豊明市政の信頼を失墜させたことに対する市長としての責任を強く問う」というところも、とてもこの理由で市長が事実を隠ぺいしたとか、誤った情報で市民を混乱させたと、とても納得できる表現ではありません。

早川議員も言われましたが、今、このタイミングでこういった決議、問責決議が出されるということに、とても私は疑問を感じております。

逆に、我々議会の信頼を失墜させてしまうということになるんじゃないかと、今、自分の胸が痛んでおります。

以上で反対とさせていただきます。

No.390 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

月岡修一議員。

No.391 ○19番(月岡修一議員)

決議案第2号 石川英明市長に対する問責決議に大反対をいたします。

政治改革をうたって当選を果たされて、相当なあつれきとか反対とか、さまざまな場面に遭遇するだろうと、当初からよく判断はできておりました。

したがって、私も本会議場で賢人になっていただきたいと、一議員が市長さんに対して、大変厳しい言葉を投げかけた過去もございます。

やはり議会人として、一般人として、もう少し寛大な考え方、もっと広い心で接するべきじゃないですか。

至るところで袋だたきにして何の価値があるのか。今、こんなものを可決したら、必ず将来、笑い物になる。何の価値もない。なぜ、そんなことに気がつかないのか。今、懸命に豊明に新しい歴史をつくろうとしている、その人間の足を引っ張って何の価値があるのか。

何もやらせずに批判ばかりで、ひとつ1年、2年とやらせてみた結果を見て、問責決議をするならば、それはそれなりに理解はできますけれども、今からやろうとする者の足を引っ張って何の価値があるのか。議会人として、もっとよく考えなければいけない。

自分たちだって何をやってきたのか。大手を振って歩けるのか。よくよく、お互いに話し合いで済むことは話をしなくてはいけない。それが人間であり、選ばれた議会の議員の役割じゃないですか。

もっともっと謙虚に冷静に、寛大な気持ちを持ち寄って一つひとつを解決していく、そういった道を選択していくことが、豊明市の本当の近未来の発展につながるものと確信いたしておりますし、今、石川市長が市政を混乱に陥れたとは到底思えないし、市民も思っていない。

以上で反対討論といたします。

No.392 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.393 ○13番(近藤恵子議員)

この問責決議案に反対の立場で討論いたします。

この中で、特に「市長が事実を隠ぺいし、市民に誤った情報を発信した」と断言していますが、これは先ほども市長が弁明されたとおり、最初から、この介護保険の改定において10%軽減と言ってきたということに対して、全く事実と違っていると思います。

責任説明が果たされていないというのであれば、説明をすればよいことであって、それが事実を隠ぺいしたとか、誤った情報を発信したと断言するものではありません。

「市長が、誤った情報を発信したことで、混乱を生じさせた」とありますが、どのような混乱が生じたのか私にはわかりませんし、市長の責任もそれで重大であると断言するものではありません。

今回のこの問責決議案に反対の立場で討論といたします。

No.394 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.395 ○15番(杉浦光男議員)

私も問責決議には反対です。

市長の今まで言われたきたことというのは、確かに普通の知識のない者からすると、非常に理解がしにくい部分があったと思います。

しかし、そのことをもって問責決議という問責というのは、責任をとって、一定の文書でやって、きちっと残すということです、非常に重大な意味を持ってくるんですね。

これは法的な責任がどうのこうのというのはありませんよ。法的な責任とかそういうことじゃなくて、そういう責任を問う場合は、やっぱりもう少しなんていうか、十分、10人が10人、納得し得るようなものでないと、自分の頭を自分の金づちで打ってしまうような状況が私は生まれるような気がするんです。これは議員にしろ、そちらにみえる理事者にしろ。

だから、いろいろとり方によっては、確かにこれは間違った報道や、間違った報道というのは、新聞社の報道ということも、私はどういう報道をしたかということ存じ上げてないけれども、問責ということから考えると、やっぱり10人が10人、納得し得るようなものでないと、最後の決め手にはならないというふうに思うので、そういう意味で問責という決議に対しては反対ということです。

以上です。

No.396 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.397 ○14番(山盛左千江議員)

問責決議に反対の立場で討論いたします。

この中に書かれております「新聞報道によりますと」ということ、それから「市長だよりによりますと」という2つのことが書いてありますけれども、新聞報道がされた時期におきましては、全国で介護保険料の改定の作業が進められていたところであり、多くの市民がその新聞報道をこのタイミングで読んで、もとの、現在の介護保険料の10%軽減というふうに理解したとは到底私は思いません。市民はそれほど盲目ではありません。

皆さん、十分そのことは理解されているというふうに判断するのが妥当であろうと思います。

それからもう一つ、一律10%軽減でないというふうに市民が思うのではないかという懸念でありますけれども、そのことにつきましても、市長は当初より、この介護保険にかかわらず、「低所得者に手厚く」と、その言葉を何回も何十回も言っておられたわけですよ。

そのことからいけば、一律10%というのは、総額の10%であり、低所得者に手厚くするということで、市民から苦情が来るなどということは、到底考えられることはできません。

さらに、条例の提案の中でも、説明の中でも、空想ではなく基金を取り崩さなかった場合の額はきちっと答弁されておりますし、その点についても、議員が聞いておられなかったのなら知りませんが、十分な説明がされていたというふうに私は感じております。

丁寧な説明が不足していたというのであれば、条例が可決した今から、市民にきちっと理解をしていただければよいことであり、今後、苦情があるであろうというようなあいまいなことで問責決議を出すのは、いかにも行き過ぎであるというふうに言わざるを得ません。

「混乱を生じさせた」というふうに過去形で書いてありますが、先ほど、伊藤議員は「今後、苦情があるだろう」と、未来形でおっしゃいました。

その点についても、…。

(発言する者あり)

No.398 ○14番(山盛左千江議員)

静かにしてください。静かにしてください。

議長、伊藤議員に対して、今の発言の訂正をするように、静かにするように言ってください。

No.399 ○議長(平野敬祐議員)

続けてください。

(発言する者あり)

No.400 ○14番(山盛左千江議員)

議長。

No.401 ○議長(平野敬祐議員)

発言を続けてください。

No.402 ○14番(山盛左千江議員)

以上のことから、私はこの問責決議については、一切その必要がない。市長の答弁や、今までの考え方に一切のずれはないというふうに感じております。

また、市民にも説明をすれば、このような問責決議が恥ずかしいということは、間違いのないことですので、反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

No.403 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.404 ○6番(近藤善人議員)

私も問責決議に反対の立場で討論させていただきます。

今まで市長を見ていまして、その前に、私は以前、委員会の席で「感情的」という言葉を使ったら、「懲罰委員会にかけられる」というようなことを言われました。でも、その気持ちが今ほど強くなったことはありません。

みずからイバラの道に進む市長を何十年と見てきました。そんな市長が市民に誤った情報を発信したり、市政の信頼を失墜させたことに対する市長の責任などと言われますけれども、私はそんなことはないと思います。

以上です。

No.405 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

決議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.406 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.407 ○市長(石川英明君)

平成24年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。

本定例会に提案させていただきました議案の中で、議案第14号につきましては、まことに残念ながら、お認めをいただけず、また、議案第21号については、条例の修正となったわけではありますが、議案第1号を撤回の上、再提出いたしました議案第40号を始め、その他の議案につきましては、慎重審議の上、可決をいただきまして、本当にありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

また、議案審議を通じまして、たくさんのご意見やご提言をいただくことができました。そ

これらの事項につきましては、今後の市政運営の中で検討、活用させていただきたいと思っています。

さて、私にとりましては市長就任以来、初めての当初予算編成でありました。市財政を取りまく環境は大変厳しい中ではございますが、平成 24 年度を改革元年と位置づけ、市民負担の軽減を主眼に置いた予算となりました。

今議会におきましては、予算特別委員会を設置して、当初予算についてはご審議をいただいたところでありますが、幸いなことに、議員各位が大局的な視野に立って、予算の趣旨をご理解の上、お認めをいただくことができました。まことにありがとうございました。

ただいま、お認めをいただきました平成 24 年度当初予算につきましては今後、迅速かつ効果的な執行を通じまして、市民の皆さんの期待にこたえてまいりたいと考えております。

また、平成 24 年度からは、いよいよ議会基本条例が施行されます。議会は二元代表制のもと、私どもの執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、議会の機能を十分発揮されるものと承知をしております。

定例会の回数を年 1 回とし、会期を通年とする通年議会や、質疑応答について一問一答方式も可能とすること。あるいは、答弁者に反問権を付与することなどが導入されました。

当局といたしましても、この条例の趣旨を十分理解した上で、議会に臨みたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

今後とも、議員各位の格段のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のごあいさつといたします。(拍手)

No.408 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

今期定例会を終了するに当たりまして、豊明市議会を代表して一言申し上げます。

昨年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災によりまして被災されました皆様に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復興をされることを祈念申し上げます。

これにて、平成 24 年豊明市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

午後 9 時 57 分閉会